資　　料　　編

目　　　　　次

1　別表第１：「水防本部の編成及び分担任務(県)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

2　別表第２：「水防支部等の編成及び分担任務(県)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

3　別表第３：「水防倉庫の現況表(県)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

4　別表第４：「水防資器材備蓄の現況(市)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

5　河川の水防箇所

(1) 国土交通省関係

別表第５－１：「重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Ａランク)」・・・・・6

別表第５－２：「重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Ｂランク)」・・・・・11

別表第５－３：「重要水防区域一覧表（重点)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

別表第５－４：「重要水防区域一覧表（要注意)」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

(2) 県関係

別表第５－５：「重要水防区間及びその危険と予想される区間(県河川)」・・・・20

別表第５－６：「重要水防区間外で危険と予想される区間(県河川)」・・・・・・・・21

6　別表第６：「洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路」・・・・・・・・・・・・22

7　別表第７：「洪水時、流失により交通不能となる恐れのある橋梁」・・・・・・・・・・22

8　別表第８：「水防警戒を要するため池」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23

9　別表第９：「警戒を要する海岸堤防」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

10　別表第 10：「土石流危険渓流数」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

11　別表第 11：「地すべり危険箇所数」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

12　別表第 12：「急傾斜地崩壊危険箇所数」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・37

13　別表第 13：「樋門・排水ポンプ等設置個所一覧表」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

14　別表第 14：「県知事が行う水防警報対象量水標及び条件」・・・・・・・・・・・・・・・・41

15　別表第 15：「総合水防通信体系図」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42

16　別表第 16：「国土交通大臣が行う水防警報対象量水標及び条件」・・・・・・・・・・・43

17　別表第 17 :「佐賀県防災行政通信ネットワークシステム系統図」…………44

18　別表第 18 :「移動局一覧表」……………………………………45

19　別表第 19 :「雨量レーダ回線系統及び機器構成図」……………49

20　別表第 20 :「県内の主な無線局の設置箇所一覧表」……………50

21　別表第 21 :「災害時優先電話番号一覧表」………………………56

協定１ :「河川情報の提供及び相互交換に関する協定書」…………58

協定２ :「防災画像情報の相互提供に関する協定」…………………60

22　別表第 22 :「全県水防テレメータ総合回線系統図」……………61

23　別表第 23 :「機関別無線局一覧表」………………………………62

24　別表第 24 :「広報車所有者一覧表」………………………………64

25　別表第 25 :「水位観測所一覧表」…………………………………65

様式１ :「【警戒レベル４相当】○○川氾濫危険水位情報（発表）」…………67

様式２ :「【警戒レベル４相当】○○川氾濫危険水位情報（解除）」…………68

26　別表第 26 :「立ち退き避難指示予定場所」………………………69

様式３ :「雨量観測記録表」……………………………………………70

参考資料 : 水防法（昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号）（抄）…………71

別表第１

水防本部の編成及び分担任務（県）

１　水防本部の編成

勤務時間中は河川砂防課のみ（必要により、農山漁村課を含む）で対処し、時間外の場合は、下記の編成表に基づき人員を配置する。

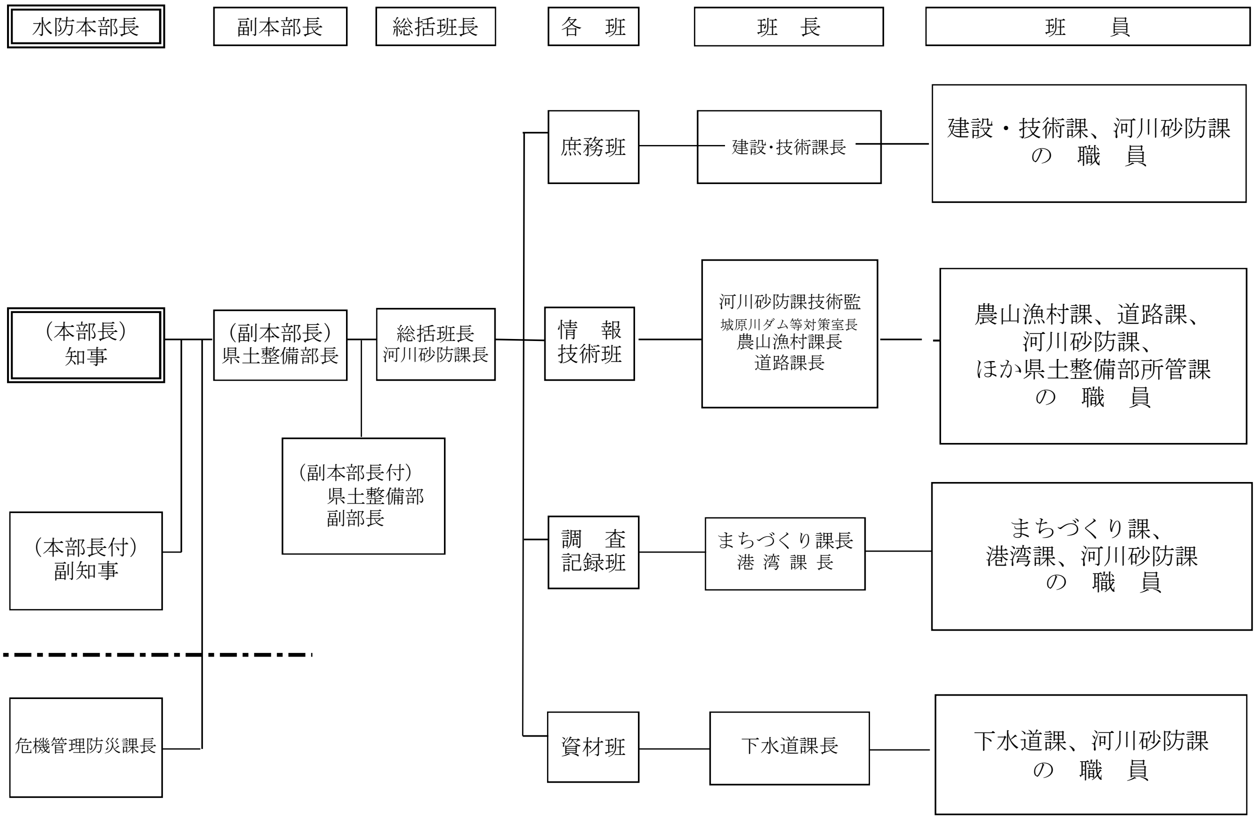

２　各班の分担任務

庶　務　班・・・本部員の招集、緊急自動車の確保・配車、予算、その他他班に属さない一般庶務

情報技術班・・・気象注意報・警報の授受、雨量情報等の収集伝達、土砂災害警戒情報に関する気象台との協議、土砂災害警戒情報の伝達、水防工法の技術指導、緊急対策の樹立、県庁内連絡調整・ＨＰへの掲載

調査記録班・・・各種記録及び被害状況の調査・統計、写真撮影

資　材　班・・・水防用資材の調達・輸送、水防人員の応援

出典:佐賀県水防計画書

別表第２

水防支部等の編成及び分担任務（県）

（１）水防支部等の編成

水防支部等は以下の基準に準じて支部ごとに支部の編成事務分担を定めなければならない。
なお、水防支部配備編成表は水防本部へ報告するものとする。

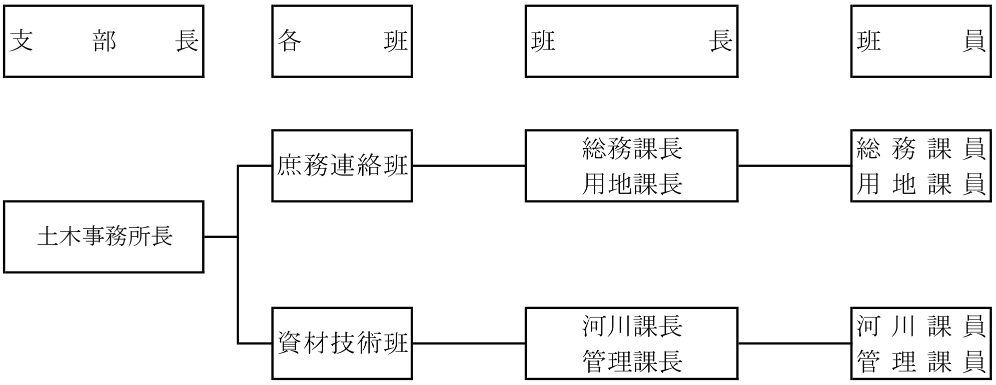

注）課名は適宜、読み替えることとする。

（２）各班の分担任務

庶務連絡班・・・・支部員の招集、緊急自動車の確保・配車、予算、各種記録及び被害状況の調査・統計、その他他班に属さない一般庶務

資材技術班・・・・気象注意報・警報の授受、土砂災害警戒情報の授受、雨量情報の収集伝達、写真撮影、水防工法の技術指導、緊急対策の樹立、水防用資材の調達・輸送、水防人員の応援

（３）ダム管理事務所の分担任務（県管理ダム）

庶務連絡班・・・所員の招集、緊急自動車の確保・配車、予算、各種記録及び被害状況の調査・統計、その他他班に属さない一般庶務

技術班・・・・・気象注意報・警報の授受、土砂災害警戒情報の授受、雨量情報の収集伝達、写真撮影、緊急対策の樹立、各ダムの洪水対応状況の情報収集

（４）農林事務所の分担任務（海岸、ため池）

庶務連絡班・・・所員の招集、緊急自動車の確保・配車、予算、各種記録及び被害状況の調査・統計、その他他班に属さない一般庶務

技術班・・・・・気象注意報・警報の授受、土砂災害警戒情報の授受、雨量情報の収集伝達、写真撮影、緊急対策の樹立

出典:佐賀県水防計画書

別表第3

水防倉庫の現況表(県)

1　土木事務所備蓄資器材

土木事務所名	倉庫数	備蓄資材 杭木(本)	鉄杭(本)	土のう(枚)	シート類(枚)	縄(トラロープ)(巻)	鉄線(kg)	備蓄器材 木蛸(丁)	掛矢(ハンマー)(本)	スコップ(本)	ツルハシ(丁)	鋸(丁)	斧(丁)	鎌(丁)	ナタ(本)	ペンチ類(本)	その他 照明器具(個)	水防標旗(本)	その他
佐賀	1	80	20	7,500	41	30	180	6	8	30	—	5	5	7	1	クリッパー 2 鉄線切 1	懐中電灯 5	6	無線機 2 ホゲ 7 ゴムボート1 一輪車3 二輪車 2 ライフジャケット23
東部	2	100	90	450	5	10	40	2	12	37	6	2	3	4	2	ワイヤーカッター ミゼット 1	懐中電灯 2	1	一輪車 2 平レーキ 2 ドノウレンジャー 219 ライフジャケット 10
		70	150	3,100	5	5	-	5	26	29	1	-	-	-	—	ペンチ 1	懐中電灯 12	—	一輪車 5 ザル 8
唐津	1	150	411	7,100	10	26	64	5	13	21	3	5	5	3	2	クリッパー 3	懐中電灯 5	2	釘 10
伊万里	1	312	75	8,500	10	57	50	5	24	25	12	5	9	12	2	クリッパー 1	懐中電灯 5	-	一輪車 4
杵藤	3	527	392	4,100	9	15	100	5	19	19	—	5	5	3	3	鉄線切 1	懐中電灯 5	9	かすがい 50
		92	186	2,600	25	5	50	5	10	10	8	5	5	2	—	ペンチ 1 クリッパー 1	ヘッドランプ 5	—	かすがい 177 トランシーバー 2 一輪車 2 ザル3、塩ビ管2
		98	58	2,000	5	11	50	5	5	10	—	5	5	13	—	ペンチ 1 クリッパー 1	5	—	一輪車 2 ザル 6 かすがい118 塩ビ管 6
合計	8	1,429	1,382	35,350	110	159	534	38	117	181	30	32	37	44	10	ペンチ 2 ミゼット 1 クリッパー 8 鉄線切 2	懐中電灯 34 ヘッドランプ 5	18	

出典:佐賀県水防計画書

２　土木事務所所有車両一覧表

車種／事務所	ライトバン	作業車及び乗用車	パトロール車	軽自動車	トラック	排水ポンプ車
佐賀	17	5 （乗用車）	2	1	1 （軽トラック）	1
東部	11	－	2	－	1 （軽トラック）	1
唐津	10	3	1	2	－	1
伊万里	9	2	1	2	－	1
杵藤	10	4	2	2	－	1
ダム管理	6	－	13	－	1 （ボートトレーラー） 1 （軽トラック）	
計	63	14	21	7	1 （ボートトレーラー） 3 （軽トラック）	5

出典：佐賀県水防計画書

別表第４

水防資器材備蓄の現況（市）

区分	種別 / 水防倉庫名	杭木（本）	鉄杭（本）	土のう（枚）	ｼｰﾄ類（枚）	縄（巻）	鉄線（kg）	木蛸（丁）	掛矢 ﾊﾝﾏｰ（本）	ｽｺｯﾌﾟ（本）	ﾂﾙﾊｼ（丁）	鋸（丁）	斧（丁）	鎌（丁）	ナタ（本）	ﾍﾟﾝﾁ類（本）	照明器具（個）	その他	専用併用の別
松浦川	唐津市、消防団本部			1,200	24		5		5 ﾊﾝﾏｰ3	12							発電機1	ｳｫｰﾀｰﾌﾞﾛｯｸ170	併(消防団本部倉庫)
	久里	150	40	2,100	22	13	70		2 ﾊﾝﾏｰ5	24		4			5	4	懐中電灯4 発電機1	ｳｫｰﾀｰﾌﾞﾛｯｸ100	専
	千々賀	120	60	650	102	45	120		3 ﾊﾝﾏｰ4	13								ｳｫｰﾀｰﾌﾞﾛｯｸ50	専
	石志	250	200	8,000			100		4	24		3				2	懐中電灯1	ｳｫｰﾀｰﾌﾞﾛｯｸ100	専
	相知	70	60	3,600	34	12	30		10 ﾊﾝﾏｰ2	59				15	4	ｸﾘｯﾊﾟｰ2	懐中電灯11 発電機2 投光器3	ｳｫｰﾀｰﾌﾞﾛｯｸ 780・50	併(相知市民ｾﾝﾀｰ倉庫)
徳須恵川	徳須恵、北波多	65	53	3,700	10	30		1	7 ﾊﾝﾏｰ3	30							懐中電灯10 発電機2	ｳｫｰﾀｰｹﾞﾙﾊﾞｯｸ210	併(北波多市民ｾﾝﾀｰ倉庫)
浜玉全河川	浜玉	0	80	2,800	28	2			1 ﾊﾝﾏｰ2	27							投光器4		専
厳木川	厳木、本部	150		2,400	29	4			5	15							懐中電灯10 発電機2	ｵｲﾙﾌﾞﾛｯﾀｰ300	専
	本山	20		1,000	2	1			4	4									専
	鳥越	50		900	4	3			3	3									専
座川	入野消防本部		16	800	8				3	10							発電機1 投光器1		併(格納庫)
江頭川	呼子				3	3			1	3									併(海上保安)
野元川 江頭川 潟川	名護屋本部格納庫	3	10	1,500	15		50		1	20							懐中電灯20		併(格納庫)
合計		878	519	28,650	281	113	375	1	49 ﾊﾝﾏｰ19	244		7		15	9	6 ｸﾘｯﾊﾟｰ2	懐中電灯56 発電機9 投光器8		

別表第5－1

重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Aランク）

重要水防区域一覧表（Aランク）

【松浦川水系:国土交通省関係】※番号の()内は県の管理番号

番号	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長（m）	備　考	水防工法
1 (1)	松浦川	唐津市和多田	左	1k300～1k500	200	・越水A	積土のう工
2 (2)	松浦川	唐津市養母田	左	4k100～4k300	200	・越水A	積土のう工
3 (3)	松浦川	唐津市山本～唐津市相知町牟田部	左	8k700～8k900	200	・越水A ・基礎地盤漏水B	積土のう工 釜段工
4 (4)	松浦川	唐津市相知町牟田部	左	9k300～9k900	600	・越水A	積土のう工
5 (5)	松浦川	唐津市相知町牟田部	左	11k700～11k900	200	・越水A	積土のう工
6 (6)	松浦川	唐津市相知町牟田部	左	11k900～12k100	200	・越水A ・基礎地盤漏水B	積土のう工 釜段工
7 (7)	松浦川	唐津市相知町久保	左	13k900～14k100	200	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
8 (24)	徳須恵川	唐津市養母田	左	0k300～0k500	200	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
9 (25)	徳須恵川	唐津市千々賀	左	0k700～0k900	200	・越水A	積土のう工
10 (26)	徳須恵川	唐津市千々賀	左	0k900～1k300	400	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
11 (27)	徳須恵川	唐津市畑島	左	2k700～3k300	600	・越水A	積土のう工
12 (28)	徳須恵川	唐津市北波多徳須恵	左	5k700～5k900	200	・越水A	積土のう工
13 (29)	徳須恵川	唐津市北波多行合野	左	7k100～7k700	600	・越水A	積土のう工
14 (34)	徳須恵川	唐津市石志	右	1k100～1k500	400	・越水A・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工、釜段工
15 (35)	徳須恵川	唐津市北波多大杉	右	2k300～3k300	1,000	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工

別表第5－1

重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Aランク）

重要水防区域一覧表（Aランク）

【松浦川水系：国土交通省関係】※番号の()内は県の管理番号

番号	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長（m）	備　考	水防工法
16 (36)	徳須恵川	唐津市北波多稗田	右	5k700～6k300	600	・越水A	積土のう工
17 (37)	徳須恵川	唐津市北波多稗田～唐津市北波多行合野	右	6k700～7k100	400	・越水A	積土のう工
18 (38)	徳須恵川	唐津市北波多志気	右	8k100～8k500	400	・越水A	積土のう工
19 (43)	厳木川	唐津市相知町相知	左	1k700～1k900	200	・越水A	積土のう工
20 (44)	厳木川	唐津市相知町長部田	左	4k100～4k500	400	・越水A・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工、釜段工
21 (45)	厳木川	唐津市相知町長部田～唐津市厳木町本山	左	4k500～4k700	200	・越水A	積土のう工
22 (46)	厳木川	唐津市厳木町本山～唐津市厳木町岩屋	左	5k300～5k900	600	・越水A	積土のう工
23 (47)	厳木川	唐津市厳木町岩屋	左	6k400～6k500	100	・越水A	積土のう工
24 (48)	厳木川	唐津市厳木町箞木	左	6k700～6k900	200	・越水A	積土のう工
25 (49)	厳木川	唐津市厳木町箞木	左	7k100～7k700	600	・越水A	積土のう工
26 (50)	厳木川	唐津市厳木町厳木	左	7k900～9k900	2,000	・越水A	積土のう工
27 (51)	厳木川	唐津市厳木町牧瀬	左	10k700～10k900	200	・越水A	積土のう工
28 (52)	厳木川	唐津市厳木町中島	左	11k300～11k700	400	・越水A	積土のう工
29 (53)	厳木川	唐津市相知町横枕～唐津市相知町湯屋	右	2k900～3k100	200	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
30 (54)	厳木川	唐津市相知町湯屋～唐津市相知町田頭	右	4k100～4k300	200	・越水A	積土のう工

別表第5－1

重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Aランク）

重要水防区域一覧表（Aランク）

【松浦川水系：国土交通省関係】※番号の（）内は県の管理番号

番号	河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長（m）	備　考	水防工法
31 (55)	厳木川	唐津市相知町田頭	右	4k300～4k700	400	・越水A ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
32 (56)	厳木川	唐津市相知町町切	右	5k300～6k900	1,600	・越水A	積土のう工
33 (57)	厳木川	唐津市相知町楠～唐津市厳木町	右	7k700～8k500	800	・越水A	積土のう工
34 (58)	厳木川	唐津市厳木町	右	9k100～9k400	300	・越水A	積土のう工
35 (59)	厳木川	唐津市厳木町～唐津市厳木町牧瀬	右	9k500～9k900	400	・越水A	積土のう工
36 (60)	厳木川	唐津市厳木町牧瀬	右	10k300～10k500	200	・越水A	積土のう工
37 (61)	厳木川	唐津市厳木町中島	右	11k100～11k500	400	・越水A	積土のう工
合　計				37箇所	16,200		

出典：佐賀県水防計画書

別表第5－1

重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Aランク）

重要水防工作物一覧表（Aランク）

【松浦川水系：国土交通省関係】※番号の（）内は県の管理番号

番号	河川名	工作物名	左右岸の区別	位置	延長（m）	備　考	水防工法
1 (1)	松浦川	養母田排水樋管	左	4k350		唐津市	
2 (2)	松浦川	上佐里排水樋管	左	17k450		唐津市相知町	
3 (6)	松浦川	中松浦川鉄道橋	両	18k400+90		唐津市相知町	
4 (10)	徳須恵川	山本河原1号排水樋管	右	0k356		唐津市	
5 (11)	徳須恵川	石志1号排水樋管	右	0k883		唐津市	
6 (12)	徳須恵川	石志2号排水樋管	右	1k135		唐津市	
7 (13)	徳須恵川	石志4号排水樋管	右	1k530		唐津市	
8 (14)	徳須恵川	畑島2号排水樋管	左	2k375		唐津市	
9 (15)	徳須恵川	大杉天神宮排水樋管	右	3k880		唐津市北波多	
10 (16)	徳須恵川	徳須恵前田排水樋管	左	4k860		唐津市北波多	
11 (17)	徳須恵川	稗田排水樋管	右	5k150		唐津市北波多	
12 (18)	徳須恵川	河原鉄道橋	両	0k000+130		唐津市	
13 (24)	厳木川	弁天排水樋管	左	1k200+90		唐津市相知町	
14 (25)	厳木川	栄町排水樋管	左	1k620		唐津市相知町	
15 (26)	厳木川	浜白第二排水樋管	左	1k900		唐津市相知町	

別表第5－1

重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Aランク）

重要水防工作物一覧表（Aランク）

【松浦川水系：国土交通省関係】※番号の（）内は県の管理番号

番号	河川名	工作物名	左右岸の区別	位置	延長（m）	備　考	水防工法
16 (27)	厳木川	横枕第一排水樋管	右	2k190		唐津市相知町	
17 (28)	厳木川	本山鉄道橋	両	5k200+25		唐津市相知町　唐津市厳木町	
18 (29)	厳木川	本山橋	両	5k200+80		唐津市相知町　唐津市厳木町	
19 (30)	厳木川	岩屋橋	両	5k800+100		唐津市相知町　唐津市厳木町	
20 (31)	厳木川	椴ノ木橋	両	8k000+110		唐津市相知町　唐津市厳木町	
21 (32)	厳木川	鶴橋	両	8k400+50		唐津市厳木町	
22 (33)	厳木川	万造橋	両	9k200+120		唐津市厳木町	
23 (34)	厳木川	厳木橋	両	9k800+50		唐津市厳木町	
24 (35)	厳木川	古屋敷橋	両	12k200		唐津市厳木町	
25 (36)	厳木川	天山橋	両	13k000-5		唐津市厳木町	
合　計				25箇所			

出典：佐賀県水防計画書

別表第5－2

重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Bランク）

重要水防区域一覧表（Bランク）

【松浦川水系：国土交通省関係】※番号の（）内は県の管理番号

番号	河川名	地先名	左右岸の区別	位　置	延長（m）	備　考	水防工法
1　(1)	松浦川	唐津市栄町～唐津市東町	左	0k700～0k900	200	・越水B	積土のう工
2　(2)	松浦川	唐津市和多田	左	1k100～1k300	200	・越水B	積土のう工
3　(3)	松浦川	唐津市和多田	左	1k500～1k700	200	・越水B	積土のう工
4　(4)	松浦川	唐津市和多田	左	1k700～1k900	200	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
5　(5)	松浦川	唐津市和多田	左	2k500～3k500	1,000	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
6　(6)	松浦川	唐津市和多田～唐津市養母田	左	3k700～4k100	400	・越水B	積土のう工
7　(7)	松浦川	唐津市養母田～唐津市久里	左	4k300～5k700	1,400	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
8　(8)	松浦川	唐津市久里～唐津市山本	左	6k700～7k100	400	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
9　(9)	松浦川	唐津市山本	左	7k100～7k500	400	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
10　(10)	松浦川	唐津市山本～唐津市双水	左	7k500～7k700	200	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
11　(11)	松浦川	唐津市双水～唐津市山本	左	7k700～8k100	400	・越水B・堤体漏水B ・漏水要注意(7/700−7/800)	シート張工 月の輪工
12　(12)	松浦川	唐津市山本	左	8k100～8k500	400	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
13　(13)	松浦川	唐津市山本	左	8k500～8k700	200	・越水B	積土のう工
14　(14)	松浦川	唐津市相知町牟田部	左	8k900～9k100	200	・基礎地盤漏水B	積土のう工
15　(15)	松浦川	唐津市相知町牟田部	左	9k900～11k500	1,600	・基礎地盤漏水B	釜段工

別表第5－2

重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Bランク）

重要水防区域一覧表（Bランク）

【松浦川水系：国土交通省関係】※番号の（）内は県の管理番号

番号	河川名	地先名	左右岸の区別	位　置	延長（m）	備　考	水防工法
16 （16）	松浦川	唐津市相知町牟田部	左	11k500～11k700	200	・越水B	積土のう工
17 （17）	松浦川	唐津市相知町牟田部～唐津市相知町久保	左	12k100～12k900	800	・越水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工 釜段工
18 （18）	松浦川	唐津市相知町久保	左	13k300～13k700	400	・越水B	積土のう工
19 （19）	松浦川	唐津市相知町久保	左	13k700～13k900	200	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
20 （20）	松浦川	唐津市相知町佐里	左	14k900～15k100	200	・越水B	積土のう工
21 （21）	松浦川	唐津市相知町佐里	左	15k700～16k500	800	・越水B	積土のう工
22 （22）	松浦川	唐津市相知町佐里	左	16k700～17k300	600	・越水B	積土のう工
23 （23）	松浦川	唐津市相知町佐里	左	17k500～18k300	800	・越水B	積土のう工
24 （30）	松浦川	唐津市東唐津	右	0k000～0k100	100	・越水B	積土のう工
25 （31）	松浦川	唐津市東唐津	右	0k500～0k900	400	・越水B	積土のう工
26 （32）	松浦川	唐津市鏡～唐津市原	右	2k300～2k700	400	・越水B	積土のう工
27 （33）	松浦川	唐津市原～唐津市中原	右	2k900～4k500	1,600	・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	シート張工、月の輪工 釜段工
28 （34）	松浦川	唐津市中原	右	4k500～4k700	200	・越水B	積土のう工
29 （35）	松浦川	唐津市久里	右	5k700～7k100	1,400	・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	シート張工、月の輪工 釜段工
30 （36）	松浦川	唐津市久里～唐津市双水	右	7k100～7k700	600	・越水B・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工

別表第5－2

重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Bランク）

重要水防区域一覧表（Bランク）

【松浦川水系：国土交通省関係】※番号の（）内は県の管理番号

番号	河川名	地先名	左右岸の区別	位　置	延長（m）	備　考	水防工法
31 (37)	松浦川	唐津市双水	右	7k700～8k100	400	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
32 (38)	松浦川	唐津市双水	右	8k300～9k100	800	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
33 (39)	松浦川	唐津市双水～唐津市相知町大野	右	9k100～9k300	200	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
34 (40)	松浦川	唐津市相知町大野～唐津市相知町黒岩	右	9k300～11k700	2,400	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
35 (41)	松浦川	唐津市相知町黒岩	右	11k700～12k100	400	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
36 (42)	松浦川	唐津市相知町黒岩～唐津市相知町伊岐佐	右	12k300～12k700	400	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
37 (43)	松浦川	唐津市相知町伊岐佐	右	12k700～12k900	200	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
38 (44)	松浦川	唐津市相知町伊岐佐～唐津市相知町山崎	右	12k900～13k100	200	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
39 (45)	松浦川	唐津市相知町山崎～唐津市相知町相知	右	13k100～13k700	600	・越水B	積土のう工
40 (46)	松浦川	唐津市相知町相知～唐津市相知町佐里	右	13k700～14k900	1,200	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
41 (47)	松浦川	唐津市相知町佐里	右	16k700～17k300	600	・越水B	積土のう工
42 (48)	松浦川	唐津市相知町佐里	右	17k500～17k900	400	・越水B	積土のう工
43 (53)	徳須恵川	唐津市養母田	左	0k000～0k100	100	・越水B	積土のう工
44 (54)	徳須恵川	唐津市養母田	左	0k100～0k300	200	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
45 (55)	徳須恵川	唐津市千々賀	左	0k500～0k700	200	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工

別表第5－2

重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Bランク）

重要水防区域一覧表（Bランク）

【松浦川水系：国土交通省関係】※番号の（）内は県の管理番号

番号		河川名	地先名	左右岸の区別	位　置	延長（m）	備　考	水防工法
46	(56)	徳須恵川	唐津市千々賀	左	1k300～1k500	200	・越水B	積土のう工
47	(57)	徳須恵川	唐津市千々賀～唐津市畑島	左	1k700～2k300	600	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
48	(58)	徳須恵川	唐津市畑島	左	2k300～2k700	400	・越水B	積土のう工
49	(59)	徳須恵川	唐津市北波多田中～唐津市北波多徳須恵	左	3k500～3k900	400	・越水B	積土のう工
50	(60)	徳須恵川	唐津市北波多徳須恵	左	3k900～5k500	1,600	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
51	(61)	徳須恵川	唐津市北波多徳須恵	左	5k500～5k700	200	・越水B	積土のう工
52	(62)	徳須恵川	唐津市北波多徳須恵～唐津市北波多行合野	左	5k900～7k100	1,200	・越水B	積土のう工
53	(63)	徳須恵川	唐津市北波多行合野	左	7k700～7k900	200	・越水B	積土のう工
54	(67)	徳須恵川	唐津市橋本	右	0k000～0k100	100	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
55	(68)	徳須恵川	唐津市橋本	右	0k100～0k300	200	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
56	(69)	徳須恵川	唐津市橋本～唐津市山本	右	0k300～0k500	200	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
57	(70)	徳須恵川	唐津市山本～唐津市石志	右	0k500～0k900	400	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
58	(71)	徳須恵川	唐津市石志	右	0k900～1k100	200	・堤体漏水B ・基地地盤漏水B	シート張工、月の輪工 釜段工
59	(72)	徳須恵川	唐津市石志	右	1k500～1k700	200	・堤体漏水B ・基地地盤漏水B	シート張工、月の輪工 釜段工
60	(73)	徳須恵川	唐津市石志	右	1k700～1k900	200	・越水B・堤体漏水B ・基地地盤漏水B	積土のう工、シート張工、月の輪工、釜段工

別表第5－2

重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Bランク）

重要水防区域一覧表（Bランク）

【松浦川水系：国土交通省関係】※番号の（）内は県の管理番号

番号	河川名	地先名	左右岸の区別	位　置	延長（m）	備　考	水防工法
61 （74）	徳須恵川	唐津市石志	右	1k900～2k300	400	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
62 （75）	徳須恵川	唐津市北波多大杉	右	3k300～3k900	600	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
63 （76）	徳須恵川	唐津市北波多大杉～唐津市北波多稗田	右	4k100～4k300	200	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
64 （77）	徳須恵川	唐津市北波多大杉～唐津市北波多稗田	右	4k300～5k100	800	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
65 （78）	徳須恵川	唐津市北波多稗田	右	5k100～5k300	200	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
66 （79）	徳須恵川	唐津市北波多稗田	右	5k300～5k500	200	・越水B	積土のう工
67 （83）	厳木川	唐津市相知町相知	左	0k000～0k100	100	・越水B	積土のう工
68 （84）	厳木川	唐津市相知町相知	左	0k300～0k500	200	・越水B	積土のう工
69 （85）	厳木川	唐津市相知町相知	左	0k700～1k100	400	・越水B	積土のう工
70 （86）	厳木川	唐津市相知町鷹取～唐津市相知町長部田	左	2k500～3k100	600	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
71 （87）	厳木川	唐津市相知町長部田	左	3k500～4k100	600	・堤体漏水B ・基礎地盤漏水B	シート張工、月の輪工 釜段工
72 （88）	厳木川	唐津市厳木町本山	左	4k700～5k300	600	・越水B	積土のう工
73 （89）	厳木川	唐津市厳木町箞木～唐津市厳木町厳木	左	7k700～7k900	200	・越水B	積土のう工
74 （90）	厳木川	唐津市厳木町牧瀬	左	10k900～11k100	200	・越水B	積土のう工
75 （91）	厳木川	唐津市厳木町中島	左	12k100～12k300	200	・越水B	積土のう工

別表第5－2

重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Bランク）

重要水防区域一覧表（Bランク）

【松浦川水系：国土交通省関係】※番号の（）内は県の管理番号

番号	河川名	地先名	左右岸の区別	位　置	延長（m）	備　考	水防工法
76 (92)	厳木川	唐津市相知町山崎	右	0k000～0k100	100	・越水B	積土のう工
77 (93)	厳木川	唐津市相知町中山	右	0k700～1k100	400	・越水B	積土のう工
78 (94)	厳木川	唐津市相知町横枕	右	2k500～2k700	200	・堤体漏水B	シート張工 月の輪工
79 (95)	厳木川	唐津市相知町湯屋	右	3k100～3k700	600	・越水B ・堤体漏水B	積土のう工、シート張工 月の輪工
80 (96)	厳木川	唐津市相知町田頭～唐津市相知町町切	右	4k700～5k300	600	・越水B	積土のう工
81 (97)	厳木川	唐津市厳木町牧瀬	右	9k900～10k300	400	・越水B	積土のう工
82 (98)	厳木川	唐津市厳木町中島	右	10k900～11k100	200	・越水B	積土のう工
83 (99)	厳木川	唐津市厳木町中島	右	11k500～11k700	200	・越水B	積土のう工
84 (100)	厳木川	唐津市厳木町中島～唐津市厳木町広瀬	右	11k900～12k300	400	・越水B	積土のう工
合　計				84箇所	39,300		

出典：佐賀県水防計画書

別表第5－2

重要水防区域及び重要水防工作物一覧表（Bランク）

重要水防工作物一覧表（Bランク）

【松浦川水系：国土交通省関係】※《注》：表の一連番号は、県の管理番号

番号		河川名	工作物名	左右岸の区別	位　置	延長（m）	備　考	水防工法
1	(1)	松浦川	松浦橋	両	1k000-5		唐津市	
2	(2)	松浦川	双水橋	両	8k000+60		唐津市	
3	(3)	松浦川	久保橋	両	13k400-75		唐津市相知町	
4	(4)	松浦川	上久保橋	両	13k600-45		唐津市相知町	
5	(6)	徳須恵川	河原橋	両	0k200-5		唐津市	
6	(7)	徳須恵川	大杉橋	両	4k200+20		唐津市北波多	
7	(8)	徳須恵川	志気橋	両	8k200+50		唐津市北波多	
8	(11)	厳木川	牧瀬鉄道橋	両	9k800		唐津市厳木町	
9	(12)	厳木川	下牧瀬橋	両	10k200+50		唐津市厳木町	
10	(13)	厳木川	中島橋	両	11k200+100		唐津市厳木町	
合　計					**10箇所**			

出典：佐賀県水防計画書

別表第5－3

重要水防区域一覧表（重点）

【松浦川水系：国土交通省関係】※番号の（）内は県の管理番号

番号		河川名	地先名	左右岸の区別	位置	延長（m）	備考	水防工法
1	(1)	松浦川	唐津市相知町牟田部	左	9k530～9k640	110	・越水A	積土のう工
2	(2)	松浦川	唐津市相知町久保	左	14k020～14k060	40	・越水A	積土のう工
3	(6)	徳須恵川	唐津市畑島	左	2k620～2k670	50	・越水B	積土のう工
4	(7)	徳須恵川	唐津市北波多徳須恵	左	5k790～5k850	60	・越水A	積土のう工
5	(9)	徳須恵川	唐津市北波多志気	右	8k120～8k240	120	・越水A	積土のう工
6	(10)	厳木川	唐津市相知町相知	左	1k770～1k790	20	（平山川からの溢水の恐れあり、危険箇所）	積土のう工
7	(11)	厳木川	唐津市厳木町本山	左	5k270～5k400	130	・越水A	積土のう工
8	(12)	厳木川	唐津市厳木町箞木	左	7k480～7k550	70	・越水A	積土のう工
9	(13)	厳木川	唐津市厳木町中島	左	11k330～11k480	150	・越水A	積土のう工
10	(14)	厳木川	唐津市相知町町切	右	5k970～6k010	40	・越水A	積土のう工
11	(15)	厳木川	唐津市相知町町切	右	6k140～6k180	40	・越水A	積土のう工
12	(16)	厳木川	唐津市厳木町中島	右	10k930～11k040	90	・越水B	積土のう工
合計					12箇所	920		

出典：佐賀県水防計画書

別表第5－4

重要水防区域一覧表（要注意）

「該当なし」

別表第5－5

重要水防区間及びその危険と予想される区間（県河川）

【唐津土木事務所管内】※番号の（）内は県の管理番号

番号	水系名	河川名	重要水防区間		危険と予想される主な区間			予想される主な事態	主な水防工作
			延　長	個　所	延　長	危険度ランク	個　所		
1 （84）	玉島川	玉島川	左 3,100	築場橋～海	左 390	B	築場橋～梅豆羅橋	越水	積土俵
2 （85）	玉島川	玉島川	右 3,100	築場橋～海	右 390	B	築場橋～梅豆羅橋	〃	〃
3 （86）	玉島川	横田川	左 2,300	唐人川橋～玉島川合流点	左 1,000	B	唐人川橋～高虹橋（国道202号BP）	〃	〃
4 （87）	玉島川	横田川	右 2,300	唐人川橋～玉島川合流点	右 1,000	B	唐人川橋～高虹橋（国道202号BP）	〃	〃
5 （88）	松浦川	大野川	左 1,700	市道八反ヶ倉1号橋～松浦川合流点	－	－	－	－	－
6 （89）	松浦川	大野川	右 1,700	市道八反ヶ倉1号橋～松浦川合流点	－	－	－	－	－
7 （90）	松浦川	田中川	左 2,800	下平野川合流点～徳須恵川合流点	－	－	－	－	－
8 （91）	松浦川	田中川	右 2,800	下平野川合流点～徳須恵川合流点	－	－	－	－	－
9 （92）	松浦川	稗田川	左 700	甲城橋～徳須恵川合流点	－	－	－	－	－
10 （93）	松浦川	稗田川	右 700	甲城橋～徳須恵川合流点	－	－	－	－	－
11 （94）	松浦川	半田川	左 5,100	毘沙門橋～松浦川合流点	－	－	－	－	－
12 （95）	松浦川	半田川	右 5,100	毘沙門橋～松浦川合流点	－	－	－	－	－
13 （96）	松浦川	新　川	左 2,200	矢作橋～半田川合流点	－	－	－	－	－
14 （97）	松浦川	新　川	右 2,200	矢作橋～半田川合流点	－	－	－	－	－
15 （98）	松浦川	宇木川	左 2,300	道園橋～半田川合流点	－	－	－	－	－
16 （99）	松浦川	宇木川	右 2,300	道園橋～半田川合流点	－	－	－	－	－
17 （100）	松浦川	町田川	左 2,300	山口川流入点～海	－	－	－	－	－
18 （101）	松浦川	町田川	右 2,300	山口川流入点～海	－	－	－	－	－
19 （102）	佐志川	佐志川	左 2,900	柳井橋～海	左 1,800	C	柳井橋～汐入橋	越水・破堤	積土俵
20 （103）	佐志川	佐志川	右 2,900	柳井橋～海	右 1,800	C	柳井橋～汐入橋	越水・破堤	〃
合計			50,800	20箇所	6,380				

出典：佐賀県水防計画書

別表第5－6

重要水防区間外で危険と予想される区間(県河川)

【唐津土木事務所管内】※番号の()内は県の管理番号

番号	水系名	河川名	危険と予想される区間				予想される主な事態	主な水防工作
			延　長		危険度ランク	個　所		
1　(31)	松浦川	牟田川	左	1,500	B	砂横橋～浜玉排水機場	水があふれる	積　土　俵
2　(32)	松浦川	牟田川	右	1,500	B	砂横橋～浜玉排水機場	水があふれる	積　土　俵
3　(33)	松浦川	谷口川	左	100	B	渕五1号床固工から上流	水があふれる	積　土　俵
4　(34)	松浦川	谷口川	右	100	B	渕五1号床固工から上流	水があふれる	積　土　俵
5　(35)	松浦川	小川	左	350	B	小川橋～名丸橋	水があふれる	積　土　俵
6　(36)	松浦川	小川	右	350	B	小川橋～名丸橋	水があふれる	積　土　俵
7　(37)	松浦川	夕日川	左	165	B	農道橋～無名堰	水があふれる	積　土　俵
8　(38)	松浦川	夕日川	右	100	B	農道橋～無名堰	水があふれる	積　土　俵
9　(39)	松浦川	町田川	左	400	C	農道橋～中島橋	水があふれる	積　土　俵
10　(40)	松浦川	町田川	右	400	C	農道橋～中島橋	水があふれる	積　土　俵
11　(41)	松浦川	山口川	左	540	B	山口橋～風早橋	水があふれる	積　土　俵
12　(42)	松浦川	山口川	右	540	B	山口橋～風早橋	水があふれる	積　土　俵
13　(43)	松浦川	伊岐佐川	左	400	B	幸の元橋から上流	水があふれる	積　土　俵
14　(44)	松浦川	伊岐佐川	右	400	B	幸の元橋から上流	水があふれる	積　土　俵
15　(45)	松浦川	竹下川	左	200	B	伊岐佐川合流点から上流	水があふれる	積　土　俵
16　(46)	松浦川	竹下川	右	200	B	伊岐佐川合流点から上流	水があふれる	積　土　俵
合計				7,245	16箇所			

出典:佐賀県水防計画書

別表第6

洪水時、冠水等により交通不能が予想される道路

※番号の()内は県の管理番号

番号	所管土木事務所	路線名	位置及び区間	道路巾員 m	日雨量100mmの場合の冠水状況			日雨量200mmの場合の冠水状況			迂回路の有無	備考
					延長 m	水深 cm	期間 時	延長 m	水深 cm	期間 時		
1 (32)	唐津	相知山内線	唐津市相知町佐里	6	200	50	6	300	200	24	無	
2 (33)	唐津	県道唐津呼子線	唐津市西朝日町	7	―	―	―	400	20	3	有	干満影響
3 (34)	唐津	山本波多津線	唐津市北波多行合野	6	100	30	3	200	100	12	有	
4 (36)	唐津	10781号市道 妙見満島線	唐津市富士見町	9	―	―	―	300	20	3	有	干満影響

出典:佐賀県水防計画書

別表第7

洪水時、流失等により交通不能となる恐れのある橋梁

「該当なし」

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置 市町	位置 大字	要水防延長(m)	満水面積(ha)	総貯水量(千m3)	堤高(m)	満水面上の余裕高	対策水防工法	要する主な資材 叺(枚)	縄(kg)	杭(本)	要避難民家数(戸)	危険状況
1（239)	大塚上	唐津	双水行政連絡員	唐津市	双水	43.0	0.30	6.0	6.00		土俵積	300	100	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
2（240)	大塚下	唐津	双水行政連絡員	唐津市	双水	77.0	0.50	15.0	6.00		土俵積	400	200	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
3（241)	千間寺	唐津	双水行政連絡員	唐津市	双水	48.0	0.50	10.0	3.50		土俵積	300	100	50	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
4（242)	荒平	唐津	夕日区	唐津市	夕日	68.0	0.40	12.0	7.50		土俵積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
5（243)	新	唐津	上久里区	唐津市	久里	125.0	1.20	12.0	6.90	1.50	土俵積	500	300	150	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
6（244)	弓田	唐津	久里区	唐津市	久里	62.0	0.80	24.0	6.10		土俵積	400	200	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
7（245)	天園	唐津	下久里区	唐津市	下久里	54.0	1.00	25.0	0.00		土俵積	400	200	100	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
8（246)	柳谷	唐津	下久里区	唐津市	下久里	38.0	0.80	24.0	8.50	2.50	土俵積	300	100	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
9（247)	鏡山	唐津	鏡区	唐津市	鏡	55.0	0.10	20.0	4.70		土俵積	400	200	100	60	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
10（248)	柏崎（池の浦）	唐津	柏崎区	唐津市	柏崎	110.0	3.40	143.0	8.40		土俵積	500	300	150	400	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
11（249)	矢作	唐津	宇木区	唐津市	半田	52.0	2.00	56.0	5.90	1.50	土俵積	400	200	100	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
12（250)	水生下	唐津	半田区	唐津市	半田	79.0	4.00	112.0	6.80		土俵積	400	200	100	70	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
13（251)	荒田	唐津	半田区	唐津市	半田	47.0	0.20	6.0	6.30		土俵積	300	100	50	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
14（252)	成渕	唐津	半田区	唐津市	半田	37.0	0.30	8.7	6.20		土俵積	300	100	50	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
15（253)	東山上	唐津	宇木区	唐津市	宇木	41.0	0.80	32.0	9.20		土俵積	300	100	50	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
16（254)	東山下	唐津	宇木区	唐津市	宇木	41.0	0.40	16.4	6.70		土俵積	300	100	50	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
17（255)	谷山	唐津	宇木区	唐津市	宇木	17.0	0.10	1.9	3.50		土俵積	300	100	50	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置		要水防	満水	総貯水量	堤高	満水面上	対策水防工法	要する主な資材			要避難	危険状況
				市町	大字	延長(m)	面積(ha)	(千m3)	(m)	の余裕高		叺(枚)	縄(kg)	杭(本)	民家数(戸)	
18（256）	東山田	唐津	宇木区	唐津市	宇木	41.0	0.10	2.7	5.70	1.50	土俵積	300	100	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
19（257）	大久保	唐津	宇木区	唐津市	宇木	28.0	0.30	9.0	5.50	0.90	土俵積	300	100	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
20（258）	迫頭	唐津	宇木区	唐津市	宇木	67.0	0.10	31.0	5.00		土俵積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
21（259）	日門作	唐津	宇木区	唐津市	宇木	55.0	0.80	30.4	6.00		土俵積	400	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
22（260）	空の木	唐津	宇木区	唐津市	宇木	22.4	0.20	6.0	0.00		土俵積	300	100	50	13	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
23（261）	早間	唐津	山本農産組合	唐津市	山本	57.0	0.20	3.0	4.30		土俵積	400	200	100	26	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
24（262）	山本上	唐津	山本農産組合	唐津市	山本	58.0	0.30	5.5	3.40		土俵積	400	200	100	34	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
25（263）	山本中	唐津	山本農産組合	唐津市	山本	89.0	0.80	24.0	5.50		土俵積	400	200	100	34	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
26（264）	山本下	唐津	山本農産組合	唐津市	山本	161.0	1.70	119.0	9.20		土俵積	600	400	200	150	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
27（265）	鍛治ヶ谷	唐津	山本農産組合	唐津市	山本	47.0	0.20	4.5	5.40		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
28（266）	牛ヶ谷	唐津	山本農産組合	唐津市	山本	72.0	0.40	10.0	6.80		土俵積	400	200	100	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
29（267）	坊中	唐津	山本農産組合	唐津市	坊中	83.5	2.50	107.5	11.30	2.60	土俵積	400	200	100	23	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
30（268）	東	唐津	石志農産組合	唐津市	石志	65.0	0.60	18.0	6.00		土俵積	400	200	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
31（269）	牛頭	唐津	石志農産組合	唐津市	石志	80.0	1.00	28.0	6.70		土俵積	400	200	100	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
32（270）	スゲタ	唐津	石志農産組合	唐津市	石志	43.0	0.20	3.0	4.90		土俵積	300	100	50	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
33（271）	小森	唐津	石志農産組合	唐津市	石志	65.0	0.80	30.4	6.70		土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
34（272）	高尾	唐津	畑島区	唐津市	畑島	59.0	0.50	14.0	7.40		土俵積	400	200	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置		要水防延長(m)	満水面積(ha)	総貯水量(千m3)	堤高(m)	満水面上の余裕高	対策水防工法	要する主な資材			要避難民家数(戸)	危険状況
				市町	大字							叺(枚)	縄(kg)	杭(本)		
35（273）	高尾上	唐津	畑島区	唐津市	畑島	40.0	0.07	1.1	3.40		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
36（274）	橋内	唐津	畑島区	唐津市	畑島	39.0	0.10	3.0	5.70		土俵積	300	100	50	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
37（275）	宮ノ谷	唐津	畑島区	唐津市	畑島	48.0	6.00	10.5	6.60		土俵積	300	100	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
38（276）	丸船	唐津	山田区	唐津市	山田	33.0	0.60	13.2	5.60		土俵積	300	100	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
39（277）	沢竜上	唐津	山田区	唐津市	山田	45.0	0.25	6.3	3.10		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
40（278）	沢竜下	唐津	山田区	唐津市	山田	53.0	4.00	140.0	6.50		土俵積	400	200	100	60	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
41（279）	黒竜	唐津	山田区	唐津市	山田	51.0	0.30	120.0	6.40		土俵積	400	200	100	60	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
42（280）	杉谷	唐津	山田区	唐津市	山田	42.0	2.50	72.5	4.40		土俵積	300	100	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
43（281）	大谷	唐津	千々賀農産組合	唐津市	千々賀	76.0	0.40	12.0	6.90		土俵積	400	200	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
44（282）	瀬戸	唐津	千々賀農産組合	唐津市	千々賀	53.0	1.80	72.0	9.80		土俵積	400	200	100	60	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
45（283）	新	唐津	養母田耕地組合	唐津市	養母田	93.0	0.40	15.0	7.30		土俵積	300	100	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
46（284）	下の谷下	唐津	養母田耕地組合	唐津市	養母田	55.0	0.40	14.0	8.10	2.20	土俵積	400	200	100	35	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
47（285）	御手洗上	唐津	和多田区	唐津市	和多田	48.0	0.70	28.0	9.00		土俵積	300	100	50	200	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
48（286）	御手洗下	唐津	和多田区	唐津市	和多田	85.0	0.70	28.0	7.30		土俵積	400	200	100	200	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
49（287）	揚田	唐津	和多田区	唐津市	和多田	35.0	0.30	9.0	7.70		土俵積	300	100	50	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
50（288）	早山	唐津	和多田区	唐津市	和多田	19.0	0.20	4.8	4.20		土俵積	300	100	50	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
51（289）	倉谷	唐津	和多田区	唐津市	和多田	28.0	0.20	3.0	5.60		土俵積	300	100	50	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置		要水防	満水	総貯水量	堤高	満水面上	対策水防工法	要する主な資材			要避難	危険状況
				市町	大字	延長(m)	面積(ha)	(千m3)	(m)	の余裕高		叺(枚)	縄(kg)	杭(本)	民家数(戸)	
52 (290)	西谷山上	唐津	和多田区	唐津市	和多田	41.0	0.30	6.0	4.90	1.30	土俵積	300	100	50	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
53 (291)	西谷山下	唐津	和多田区	唐津市	和多田	81.0	0.90	36.0	9.70		土俵積	400	200	100	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
54 (292)	新道	唐津	和多田区	唐津市	和多田	30.0	0.10	0.8	2.40		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
55 (293)	丈嶽上	唐津	町田生産組合	唐津市	和多田	43.0	0.70	21.0	8.00		土俵積	300	100	50	70	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
56 (294)	丈嶽中	唐津	町田生産組合	唐津市	和多田	25.0	0.20	3.0	3.70		土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
57 (295)	丈嶽下	唐津	町田生産組合	唐津市	和多田	71.0	0.40	10.0	5.20		土俵積	400	200	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
58 (296)	宇谷	唐津	神田区	唐津市	神田	27.0	0.20	4.2	5.70		土俵積	300	100	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
59 (297)	内田	唐津	内田生産組合	唐津市	菜畑	53.0	0.60	21.6	6.90		土俵積	400	200	100	80	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
60 (298)	下神田	唐津	菜畑生産組合	唐津市	菜畑	42.0	0.30	10.2	7.20		土俵積	300	100	50	130	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
61 (299)	衣千山旧	唐津	菜畑生産組合	唐津市	菜畑	96.0	1.00	28.0	6.50		土俵積	400	200	100	100	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
62 (300)	衣千山新	唐津	菜畑生産組合	唐津市	菜畑	77.0	1.40	30.8	8.10		土俵積	400	200	100	140	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
63 (301)	馬場野	唐津	見借区	唐津市	見借	116.0	4.30	129.0	6.10		土俵積	500	300	150	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
64 (302)	縫城	唐津	東山区	唐津市	東山	52.0	0.80	18.4	3.60	0.80	土俵積	400	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
65 (303)	橋本	唐津	佐志地主組合	唐津市	佐志	52.0	0.30	6.0	4.90		土俵積	400	200	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
66 (304)	八幡	唐津	佐志地主組合	唐津市	佐志	110.0	3.80	57.0	4.80		土俵積	500	300	150	90	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
67 (305)	鳩川	唐津	鳩川区	唐津市	鳩川	83.0	0.40	11.2	5.20		土俵積	400	200	100	37	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
68 (306)	馬部	唐津	馬部換地区	唐津市	枝去木	136.0	1.40	64.4	8.20		土俵積	500	300	150	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置		要水防	満水	総貯水量	堤高	満水面上	対策水防工法	要する主な資材			要避難	危険状況
				市町	大字	延長(m)	面積(ha)	(千m3)	(m)	の余裕高		叺(枚)	縄(kg)	杭(本)	民家数(戸)	
69 (307)	田代	唐津	田代区	唐津市	大良	113.0	2.00	140.0	11.20	1.30	土俵積	500	300	150	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
70 (308)	村口	唐津	４人共同	唐津市	梨川内	26.0	0.30	4.5	2.30		土俵積	300	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
71 (309)	佐志原	唐津	個人	唐津市	梨川内	44.0	0.10	1.2	3.60		土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
72 (310)	大久保	唐津	個人	唐津市	梨川内	27.0	0.10	0.6	2.30		土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
73 (311)	上葉上	唐津	相賀行政連絡員	唐津市	相賀	77.0	1.80	45.0	6.00		土俵積	400	200	100	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
74 (312)	上葉下	唐津	相賀行政連絡員	唐津市	相賀	88.0	1.30	78.0	9.70		土俵積	400	200	100	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
75 (313)	中野	唐津	中野水利組合	唐津市	湊町	83.0	0.60	16.8	6.10		土俵積	400	200	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
76 (314)	十連	唐津	朝月水利組合	唐津市	湊町	96.0	3.20	89.6	4.10		土俵積	400	200	100	350	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
77 (315)	朝月	唐津	朝月水利組合	唐津市	湊町	100.0	6.00	252.0	16.10	2.50	土俵積	400	200	100	700	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
78 (316)	キネタ	唐津	朝月水利組合	唐津市	湊町	45.0	0.50	16.7	9.50		土俵積	300	100	50	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
79 (317)	長葉山	唐津	大井手水利組合	唐津市	湊町	66.0	0.50	15.0	6.20	1.70	土俵積	400	200	100	16	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
80 (318)	谷頭	唐津	谷頭水利組合	唐津市	湊町	49.0	0.30	7.2	5.10	1.10	土俵積	300	100	50	85	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
81 (319)	平野谷上	唐津	湊岡土地改良組合	唐津市	湊町	57.0	0.80	28.0	14.20		土俵積	400	200	100	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
82 (320)	平野谷下	唐津	湊岡土地改良組合	唐津市	湊町	60.0	1.00	80.0	16.50	0.80	土俵積	400	200	100	200	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
83 (321)	堀切	唐津	湊岡土地改良組合	唐津市	湊町	113.0	1.00	55.0	9.10		土俵積	500	300	150	15	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
84 (322)	鳥越	唐津	共同	唐津市	湊町	43.0	0.20	6.2	4.20		土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
85 (323)	先部	唐津	共同	唐津市	湊町	57.0	0.30	5.7	3.50		土俵積	400	200	100	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置 市町	位置 大字	要水防延長(m)	満水面積(ha)	総貯水量(千m3)	堤高(m)	満水面上の余裕高	対策水防工法	要する主な資材 叺(枚)	要する主な資材 縄(kg)	要する主な資材 杭(本)	要避難民家数(戸)	危険状況
86（324）	松尾	唐津	共同	唐津市	湊町	40.0	0.20	4.6	4.90		土俵積	300	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
87（325）	中里上	唐津	中里区	唐津市	中里	102.0	0.60	24.0	7.00		土俵積	500	300	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
88（326）	中里下	唐津	中里区	唐津市	中里	118.0	0.40	10.8	5.90		土俵積	500	300	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
89（327）	池場	唐津	横田下区	唐津市浜玉町	横田下	46.0	0.00	0.0	0.00		土俵積	300	100	50	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
90（328）	西の迫	唐津	野田区	唐津市浜玉町	東山田	43.0	0.20	3.7	7.50		土俵積	300	100	50	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
91（329）	長石	唐津	野田区	唐津市浜玉町	東山田	54.0	0.10	2.3	4.80		土俵積	400	200	100	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
92（330）	戸房山	唐津	戸房区	唐津市浜玉町	平原	68.0	0.00	0.0	0.00		土俵積	400	200	100	31	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
93（331）	戸房山下	唐津	戸房区	唐津市浜玉町	平原	62.0	0.00	0.0	0.00		土俵積	400	200	100	31	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
94（332）	七股	唐津	東山田区	唐津市浜玉町	東山田	111.0	2.00	68.0	10.40		土俵積	500	300	150	51	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
95（333）	椿山	唐津	今坂区	唐津市浜玉町	鳥巣	128.0	4.70	169.2	10.60	1.30	土俵積	500	300	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
96（334）	松坂	唐津	馬川区	唐津市七山	馬川	29.0	0.10	2.0	3.60		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
97（335）	苔見堂	唐津	浪瀬区	唐津市厳木町	浪瀬	62.0	0.20	8.0	5.20	1.40	H26～H30ため池等整備事業	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
98（336）	ニタ又	唐津	浪瀬区	唐津市厳木町	浪瀬	52.0	0.20	8.0	6.80	0.70	土俵積	400	200	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
99（337）	柏原3	唐津	浪瀬区	唐津市厳木町	浪瀬	24.0	0.02	0.1	1.60	0.20	土俵積	300	100	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
100（338）	川頭	唐津	浪瀬区	唐津市厳木町	浪瀬	39.0	0.10	2.5	6.30	0.60	土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
101（339）	裏山堤	唐津	浪瀬区	唐津市厳木町	浪瀬	14.0	0.04	0.6	1.70	0.60	土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
102（340）	旧前	唐津	瀬戸木場区	唐津市厳木町	瀬戸木場	26.0	0.40	8.0	4.30		土俵積	300	100	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置		要水防	満水	総貯水量	堤高	満水面上	対策水防工法	要する主な資材			要避難	危険状況
				市町	大字	延長(m)	面積(ha)	(千m3)	(m)	の余裕高		叺(枚)	縄(kg)	杭(本)	民家数(戸)	
103（341）	新溜	唐津	牧瀬区	唐津市厳木町	牧瀬	85.0	1.20	78.0	13.00	1.20	土俵積	400	200	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
104（342）	旧溜	唐津	牧瀬区	唐津市厳木町	牧瀬	77.0	0.80	32.0	7.30		土俵積	400	200	100	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
105（343）	日ノ越	唐津	中島区	唐津市厳木町	中島	30.0	0.10	2.0	3.90	0.70	土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
106（344）	新	唐津	佐里上区	唐津市	佐里	158.0	2.20	103.0	10.70	2.10	土俵積	600	400	200	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
107（345）	長場恵	唐津	佐里上区	唐津市相知町	佐里	70.6	0.60	9.7	5.20		土俵積	400	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
108（346）	木場前	唐津	佐里上区	唐津市相知町	佐里	67.0	0.20	3.0	5.00		土俵積	400	200	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
109（347）	木場前中	唐津	佐里上区	唐津市相知町	佐里	16.0	0.10	1.5	2.50	0.30	土俵積	300	100	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
110（348）	中村上	唐津	佐里上区	唐津市相知町	佐里	20.0	0.10	1.2	2.30		土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
111（349）	鶴田西	唐津	佐里上区	唐津市相知町	佐里	43.0	0.34	11.2	6.60	0.90	土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
112（350）	大谷	唐津	佐里下区	唐津市相知町	佐里	39.0	1.50	49.5	6.10		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
113（351）	芳力谷	唐津	佐里下区	唐津市相知町	佐里	22.0	0.60	1.2	3.50		土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
114（352）	久保第１	唐津	久保区	唐津市相知町	久保	133.0	1.10	46.0	9.40	2.50	土俵積	500	300	150	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
115（353）	久保第２	唐津	久保区	唐津市相知町	久保	43.0	0.32	6.4	6.40	1.90	土俵積	300	100	50	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
116（354）	吉治	唐津	坊中区	唐津市相知町	牟田部	52.0	0.48	10.6	4.90	1.50	土俵積	400	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
117（355）	浅井	唐津	牟田部水利組合	唐津市相知町	牟田部	120.0	1.00	24.4	8.80		土俵積	500	300	150	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
118（356）	浅井第２	唐津	牟田部水利組合	唐津市相知町	牟田部	45.0	0.20	4.0	6.80		土俵積	300	100	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
119（357）	六郎屋第１	唐津	牟田部水利組合	唐津市相知町	牟田部	53.0	0.40	12.5	7.50		土俵積	400	200	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置 市町	位置 大字	要水防延長(m)	満水面積(ha)	総貯水量(千m3)	堤高(m)	満水面上の余裕高	対策水防工法	要する主な資材 叺(枚)	縄(kg)	杭(本)	要避難民家数(戸)	危険状況
120（358）	六郎屋第２	唐津	牟田部水利組合	唐津市相知町	牟田部	29.0	0.10	3.9	5.90		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
121（359）	三郎谷	唐津	牟田部水利組合	唐津市相知町	牟田部	34.0	0.10	3.0	5.80		土俵積	300	100	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
122（360）	木細工第１	唐津	牟田部水利組合	唐津市相知町	牟田部	32.0	0.10	2.4	6.10		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
123（361）	木細工第２	唐津	牟田部水利組合	唐津市相知町	牟田部	32.0	0.10	1.3	3.90		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
124（362）	夕日峠	唐津	大野区水利組合	唐津市相知町	大野	59.5	1.20	2.7	7.10		土俵積	400	200	100	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
125（363）	下田木場	唐津	大野区水利組合	唐津市相知町	大野	70.5	0.40	17.6	11.40	2.50	H31～H35ため池等整備事業	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
126（364）	大野第２	唐津	大野区水利組合	唐津市相知町	大野	25.5	0.40	10.4	6.70	0.50	土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
127（365）	黒岩	唐津	黒岩区	唐津市相知町	黒岩	57.0	0.90	40.5	8.40	1.80	土俵積	400	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
128（366）	峯	唐津	黒岩区	唐津市相知町	黒岩	40.0	0.12	2.0	3.10	1.50	土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
129（367）	黒石原	唐津	伊岐佐上区	唐津市相知町	伊岐佐	36.0	0.24	8.1	5.60	1.10	土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
130（368）	千束	唐津	千束区	唐津市相知町	千束	105.0	0.57	50.1	15.00	1.70	土俵積	500	300	150	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
131（369）	横枕	唐津	横枕区長	唐津市相知町	横枕	27.0	0.10	2.0	4.30	1.10	土俵積	300	100	50	5	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
132（370）	峰	唐津	相知区	唐津市相知町	相知	20.0	0.10	1.0	3.70		土俵積	300	100	50	7	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
133（371）	長尾第１	唐津	相知区水利組合	唐津市相知町	相知	107.0	1.90	47.5	5.20		土俵積	500	300	150	8	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
134（372）	長尾第２	唐津	相知区水利組合	唐津市相知町	相知	27.0	0.10	1.4	3.50		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
135（373）	田中	唐津	個人	唐津市相知町	相知	32.0	0.10	1.8	2.90		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
136（374）	塞の下	唐津	相知区水利組合	唐津市相知町	相知	25.0	0.30	4.5	3.90		土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置		要水防	満水	総貯水量	堤高	満水面上	対策水防工法	要する主な資材			要避難	危険状況
				市町	大字	延長(m)	面積(ha)	(千m3)	(m)	の余裕高		叺(枚)	縄(kg)	杭(本)	民家数(戸)	
137（375）	押川第１	唐津	相知区水利組合	唐津市相知町	押川	63.0	1.10	22.0	5.30		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
138（376）	押川第２	唐津	相知区水利組合	唐津市相知町	押川	45.0	0.40	8.0	5.10		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
139（377）	二の瀬	唐津	平山下区	唐津市相知町	平山下	28.5	0.20	4.0	4.80		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
140（378）	前原	唐津	平山下区	唐津市相知町	平山下	160.0	0.10	1.0	4.20		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
141（379）	麦野	唐津	平山下区	唐津市相知町	平山下	32.2	0.10	2.9	4.80		土俵積	300	100	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
142（380）	西の谷	唐津	尾部田区	唐津市相知町	平山上	31.0	0.24	4.8	5.20	2.00	土俵積	300	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
143（381）	箱場	唐津	尾部田区	唐津市相知町	平山上	31.0	0.18	3.6	6.40	1.70	土俵積	300	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
144（382）	櫨の谷第二	唐津	平山中組区	唐津市相知町	平山上中	102.0	0.36	12.6	10.20	1.00	土俵積	500	300	150	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
145（383）	櫨の谷第一	唐津	平山中組区	唐津市相知町	平山上中	38.0	0.28	2.8	5.80	3.00	土俵積	300	100	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
146（384）	池新	唐津	蕨野区	唐津市相知町	平山上	140.0	2.40	156.0	18.30	2.30	土俵積	500	300	150	300	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
147（385）	竹木場	唐津	太田水利組合	唐津市北波多	成渕	59.0	0.75	21.0	5.30	1.00	土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
148（386）	太田第１	唐津	太田水利組合	唐津市北波多	成渕	100.0	1.07	40.7	5.80	1.00	土俵積	300	100	50	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
149（387）	山口	唐津	上竹有区	唐津市北波多	竹有	70.0	0.43	10.8	5.20	1.30	土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
150（388）	屋敷谷下	唐津	上竹有区	唐津市北波多	竹有	35.0	0.08	1.0	1.90		土俵積	150	50	25		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
151（389）	大杉新	唐津	大杉生産組合	唐津市北波多	大杉	76.0	1.00	40.0	7.60	1.70	土俵積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
152（390）	風呂の谷	唐津	大杉生産組合	唐津市北波多	大杉	36.0	0.10	2.0	4.70		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
153（391）	田堤	唐津	大杉生産組合	唐津市北波多	大杉	98.0	0.20	3.2	3.90		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置 市町	位置 大字	要水防延長(m)	満水面積(ha)	総貯水量(千m3)	堤高(m)	満水面上の余裕高	対策水防工法	要する主な資材 叺(枚)	要する主な資材 縄(kg)	要する主な資材 杭(本)	要避難民家数(戸)	危険状況
154（392）	岩の谷	唐津	大杉区	唐津市北波多	大杉	46.0	0.20	7.7	6.30	1.20	土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
155（393）	桜木	唐津	岸山区	唐津市北波多	岸山	23.0	0.10	1.2	3.00		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
156（394）	岸山	唐津	岸山区	唐津市北波多	岸山	38.0	0.60	34.1	8.80	1.20	土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
157（395）	裏の谷	唐津	稗田水利組合	唐津市北波多	稗田	49.0	0.60	15.0	4.00	0.60	土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
158（396）	杉谷	唐津	稗田水利組合	唐津市北波多	稗田	48.0	0.30	7.7	4.90		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
159（397）	鮎帰り	唐津	稗田水利組合	唐津市北波多	稗田	182.0	1.30	30.0	5.60		土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
160（398）	新溜上	唐津	稗田水利組合	唐津市北波多	稗田	67.0	0.50	13.5	13.00		土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
161（399）	新溜下	唐津	稗田水利組合	唐津市北波多	稗田	116.0	1.50	105.0	12.00	1.60	土俵積	500	300	150		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
162（400）	一の坂	唐津	稗田水利組合	唐津市北波多	稗田	70.0	0.30	9.0	16.20	1.50	土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
163（401）	山の田	唐津	志気水利組合	唐津市北波多	志気	67.0	1.40	63.0	15.70	1.60	土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
164（402）	七ツ枝下	唐津	岸山区	唐津市北波多	岸山	35.0	0.07	4.5	6.10		土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
165（403）	七ツ枝中	唐津	岸山区	唐津市北波多	岸山	30.0	0.03	1.5	5.50		土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
166（404）	七ツ枝上	唐津	岸山区	唐津市北波多	岸山	20.0	0.09	4.4	5.00		土俵積	150	50	25		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
167（405）	池の田	唐津	池ノ田耕地水利組合	唐津市肥前町	納所	74.0	0.70	38.5	9.60	0.80	土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
168（406）	鶴牧下	唐津	鶴牧水利組合	唐津市肥前町	鶴牧	64.0	0.60	24.0	8.40		土俵積	400	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
169（407）	鶴牧上	唐津	鶴牧区	唐津市肥前町	入野	55.0	1.30	26.0	4.70		土俵積	400	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
170（408）	於呂	唐津	入野西水利組合	唐津市肥前町	入野	64.0	1.50	60.0	9.00	1.70	土俵積	400	200	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置		要水防	満水	総貯水量	堤高	満水面上	対策水防工法	要する主な資材			要避難	危険状況
				市町	大字	延長(m)	面積(ha)	(千m3)	(m)	の余裕高		叺(枚)	縄(kg)	杭(本)	民家数(戸)	
171（409）	犬頭	唐津	犬頭区	唐津市肥前町	犬頭	67.0	1.20	36.0	5.30	0.30	土俵積	400	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
172（410）	高尾	唐津	高尾溜水利組合	唐津市肥前町	田野	65.0	0.60	18.0	6.40	1.90	土俵積	400	200	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
173（411）	田野樫山	唐津	田野樫山水利組合	唐津市肥前町	田野	37.0	0.10	1.8	4.80		土俵積	300	100	50	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
174（412）	上り田	唐津	高尾溜水利組合	唐津市肥前町	田野	39.0	0.30	7.5	4.40		土俵積	300	100	50	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
175（413）	梅崎新	唐津	梅崎水利組合	唐津市肥前町	梅崎	109.0	1.30	65.0	7.20	1.00	土俵積	500	300	150	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
176（414）	太郎兵衛	唐津	梅崎水利組合	唐津市肥前町	梅崎	60.0	1.00	33.0	5.80	0.90	土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
177（415）	一反田	唐津	一反田溜池組合	唐津市肥前町	新木場	60.0	0.80	13.6	3.80		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
178（416）	梅崎古	唐津	梅崎水利組合	唐津市肥前町	新木場	54.0	1.10	26.4	6.50	1.30	土俵積	400	200	100	13	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
179（417）	田代田	唐津	田代田水利組合	唐津市肥前町	寺浦	150.0	1.10	22.0	5.20		土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
180（418）	寺浦八折	唐津	寺浦耕地組合	唐津市肥前町	新木場	69.0	3.00	81.0	6.50	1.40	H30～34ため池等整備事業	400	200	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
181（419）	名目草古	唐津	名目草水利組合	唐津市肥前町	新木場	88.0	1.70	51.0	6.80	1.30	土俵積	400	200	100	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
182（420）	新木場矢折	唐津	矢折水利組合	唐津市肥前町	新木場	48.0	2.80	56.0	5.30	0.70	土俵積	300	100	50	40	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
183（421）	古堤	唐津	古堤水利組合	唐津市肥前町	新木場	80.0	0.50	12.5	7.50	1.30	土俵積	400	200	100	50	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
184（422）	八斗蒔	唐津	新田耕地整理組合	唐津市肥前町	新木場	125.0	7.00	245.0	9.10	1.90	土俵積	500	300	150	30	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
185（423）	笹山	唐津	瓜ヶ坂水利組合	唐津市肥前町	瓜ヶ坂	66.0	0.30	9.0	4.60		土俵積	400	200	100	32	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
186（424）	瓜ヶ坂	唐津	新田耕地整理組合	唐津市肥前町	瓜ヶ坂	154.0	1.80	59.4	9.30	1.40	土俵積	600	400	200	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
187（425）	新田	唐津	瓜ヶ坂水利組合	唐津市肥前町	瓜ヶ坂	125.0	1.30	49.4	6.20		土俵積	500	300	150	32	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置		要水防	満水	総貯水量	堤高	満水面上	対策水防工法	要する主な資材			要避難	危険状況
				市町	大字	延長(m)	面積(ha)	(千m3)	(m)	の余裕高		叺(枚)	縄(kg)	杭(本)	民家数(戸)	
188（426）	頭無	唐津	新田耕地整理組合	唐津市肥前町	瓜ヶ坂	59.0	1.20	24.0	4.50	1.30	土俵積	400	200	100	32	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
189（427）	上場	唐津	満越生産組合	唐津市肥前町	満越	77.0	0.80	16.0	5.00		土俵積	400	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
190（428）	松本	唐津	松本水利組合	唐津市肥前町	大浦	88.0	3.00	90.0	9.30		土俵積	400	200	100	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
191（429）	松本新	唐津	松本水利組合	唐津市肥前町	大浦	38.0	0.10	2.4	5.10		土俵積	300	100	50	20	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
192（430）	笹山	唐津	笹山水利組合	唐津市肥前町	大浦	45.0	0.20	4.0	5.10		土俵積	300	100	50	23	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
193（431）	黒仁田	唐津	万賀里川水利組合	唐津市肥前町	万賀里川	56.0	1.00	20.0	3.90	0.80	土俵積	400	200	100	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
194（432）	石森	唐津	万賀里川水利組合	唐津市肥前町	万賀里川	63.0	0.20	5.0	4.20		土俵積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
195（433）	万賀里川平石	唐津	万賀里川水利組合	唐津市肥前町	万賀里川	36.0	0.40	6.4	2.90		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
196（434）	仁田野尾平石	唐津	平石水利組合	唐津市肥前町	仁田野尾	55.0	0.50	7.5	2.80		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
197（435）	仁田野尾大	唐津	仁田野尾水利組合	唐津市肥前町	仁田野尾	90.0	3.30	49.5	4.40	1.20	土俵積	300	100	50	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
198（436）	仁田野尾新	唐津	仁田野尾水利組合	唐津市肥前町	仁田野尾	55.0	0.40	6.0	3.30	0.70	土俵積	300	100	50	12	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
199（437）	双源上	唐津	中浦水利組合	唐津市肥前町	赤坂	40.0	0.90	27.0	6.60	1.70	土俵積	400	200	100	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
200（438）	双源下	唐津	中浦水利組合	唐津市肥前町	切子	72.0	1.00	30.0	6.90	1.30	土俵積	400	200	100	25	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
201（439）	杉野浦上場	唐津	上場溜水利組合	唐津市肥前町	杉野浦	53.0	0.30	9.0	4.30		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
202（440）	大平	唐津	上場溜水利組合	唐津市肥前町	杉野浦	80.0	0.70	17.5	5.90		土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
203（441）	風呂尾呂	唐津	西耕地水利組合	唐津市鎮西町	名護屋	110.0	1.30	49.4	7.30	1.25	土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
204（442）	城のかげ	唐津	東耕地水利組合	唐津市鎮西町	名護屋	85.0	0.60	15.9	7.10		土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

別表第８

水防警戒を要するため池

※番号の（）内は県の管理番号

番号	溜池名	農林事務所名	管理者名	位置		要水防	満水	総貯水量	堤高	満水面上	対策水防工法	要する主な資材			要避難	危険状況
				市町	大字	延長(m)	面積(ha)	(千m3)	(m)	の余裕高		叺(枚)	縄(kg)	杭(本)	民家数(戸)	
205 (443)	在郷町	唐津	東耕地水利組合	唐津市肥前町	名護屋	97.0	0.25	5.5	4.00	0.60	土俵積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
206 (444)	串	唐津	串区	唐津市鎮西町	串	32.0	0.10	1.6	3.80		土俵積	300	100	50	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
207 (445)	堤の原	唐津	石室区	唐津市鎮西町	石室	68.0	0.30	4.5	3.60		土俵積	300	100	50	6	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
208 (446)	松本	唐津	個人	唐津市鎮西町	石室	34.0	0.10	0.6	2.90		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
209 (447)	岩崎	唐津	個人	唐津市鎮西町	横竹	42.0	0.10	0.8	2.40		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
210 (448)	河内	唐津	個人	唐津市鎮西町	石室	49.0	0.20	2.6	3.50		土俵積	300	100	50		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
211 (449)	横竹	唐津	横竹水利組合	唐津市鎮西町	打上	51.0	0.88	29.0	8.00	1.10	土俵積	400	200	100	3	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
212 (450)	久保	唐津	横竹水利組合	唐津市鎮西町	横竹	44.0	0.10	2.6	5.30	0.80	土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
213 (451)	神の上	唐津	打上区	唐津市鎮西町	打上	45.0	0.10	1.1	2.00		土俵積	300	100	50	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
214 (452)	今倉	唐津	今倉水利組合	唐津市鎮西町	打上	61.4	0.57	22.8	9.20	1.10	土俵積	400	200	100		決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
215 (453)	塩鶴	唐津	塩鶴水利組合	唐津市鎮西町	打上	71.0	0.60	30.0	10.60	1.00	土俵積	400	200	100	17	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
216 (454)	筒江	唐津	筒江水利組合	唐津市鎮西町	菖蒲	49.0	1.43	52.9	5.70	1.00	土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
217 (455)	笹尾	唐津	菖蒲区	唐津市鎮西町	菖蒲	51.0	0.57	20.5	6.40	0.90	土俵積	400	200	100	2	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
218 (456)	猿口	唐津	八床耕地組合	唐津市鎮西町	八床	91.0	1.26	49.1	7.20	1.30	土俵積	400	200	100	4	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
219 (457)	池の端	唐津	名護屋区	唐津市鎮西町	名護屋	40.0	0.10	1.0	3.00		土俵積	300	100	50	1	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）
220 (458)	平竹	唐津	加部島土地改良組合	唐津市呼子町	加部島	62.0	0.27	3.8	5.50	1.00	土俵積	400	200	100	10	決壊した場合、人家や公共施設等に影響を与えるおそれあり（防災重点農業用ため池）

出典:佐賀県水防計画書

別表第９

警戒を要する海岸堤防

１　総括表

海岸名	保全区域指定		整備済		整備中	
	地区数	延長(m)	地区数	延長(m)	地区数	延長(m)
松　浦　海　岸	14	7,029	13	4,442	1	2,427

出典:佐賀県水防計画書

２　整備中の区間

唐津市は該当なし（整備中区間は伊万里海岸(伊万里市)１箇所のみ)

別表第１０

土石流危険渓流数

地　区　名	土石流危険渓流			
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	計
唐　　津	87	35	6	128
浜 玉 町	48	27	0	75
厳 木 町	86	50	0	136
相 知 町	126	141	23	290
北 波 多	26	13	0	39
肥 前 町	26	10	0	36
鎮 西 町	3	5	0	8
呼 子 町	3	1	0	4
七　　山	45	26	0	71
計	450	308	29	787

出典：佐賀県水防計画書

土石流危険渓流Ⅰ	被害想定区域内に人家が５戸以上等（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある場合の当該区域に流入する渓流。
土石流危険渓流Ⅱ	被害想定区域内に人家が１～４戸ある場合の当該区域に流入する渓流。
土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流。

別表第１１

地すべり危険箇所数

地　区　名	地すべり危険個所
唐　　津	10
浜 玉 町	0
厳 木 町	8
相 知 町	4
北 波 多	6
肥 前 町	10
鎮 西 町	3
呼 子 町	2
七　　山	0
計	43

出典：佐賀県水防計画書

別表第１２

急傾斜地崩壊危険箇所数

地区名	急傾斜地崩壊危険箇所									
	Ⅰ			Ⅱ			Ⅲ			合計
	自　然	人　工	計	自　然	人　工	計	自　然	人　工	計	
唐　　津	128	9	137	285	21	306	33	0	33	476
浜 玉 町	38	0	38	67	2	69	6	0	6	113
厳 木 町	53	0	53	69	1	70	0	0	0	123
相 知 町	93	1	94	168	2	170	4	0	4	268
北 波 多	26	0	26	80	0	80	0	0	0	106
肥 前 町	50	0	50	121	1	122	0	0	0	172
鎮 西 町	18	0	18	105	7	112	5	0	5	135
呼 子 町	28	0	28	43	8	51	4	0	4	83
七　　山	44	0	44	49	0	49	0	0	0	93
計	478	10	488	987	42	1,029	52	0	52	1,569

出典：佐賀県水防計画書

急傾斜地崩壊危険個所Ⅰ	被害想定区域内に人家が５戸以上等（５戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害弱者関連施設等のある場合を含む）ある箇所
急傾斜地崩壊危険個所Ⅱ	被害想定区域内に人家が１～４戸ある箇所。
急傾斜地崩壊危険個所に準ずる斜面Ⅲ	被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

別表第１３
　樋門・排水ポンプ等一覧表

１　水こう門設置個所一覧表

※番号の()内は県管理番号

番号	関係事務所名	河川名	名　称	位置		形状寸法	所有者	管理受託者	操作方法	全開に要する時間	管理状況
				市町	大字						
1 (50)	唐津土木	五藤田川	五藤田水門	唐津市	原	4.7×15.4　1門 1.6×1.6　2連	佐賀県	唐津市	電動	20分	良
2 (51)	唐津土木	潮分川	和多田水門	唐津市	和多田	有効幅15.0×呑口高4.5鋼製ｼｪﾙ構造ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ 1門	国土交通省 武雄河川事務所	唐津市	電動	20分	良
3 (52)	唐津土木	北牟田	北牟田樋門	唐津市	鏡	有効幅5.0×呑口高3.5 鋼製ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ 2門 有効幅2.5×呑口高2.75 鋼製ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ 1門	国土交通省 武雄河川事務所	唐津市	電動	15分	良
4 (53)	唐津土木	大森川	大森川水門	唐津市	東宇木	5.75×2.10 鋼製ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ 2門	佐賀県	唐津市	発動機	10分	良

出典:佐賀県水防計画書

２　海岸樋管設置個所一覧表

※番号の()内は県管理番号

番号	関係事務所名	海岸名	名　称	位置		形状寸法	所有者	管理者	管理受託者	操作方法	管理状況
				市町	大字						
1 (32)	唐津農林	切木海岸	若松排水樋管	唐津市	肥前町星賀	1.20×1.40　1門 ｽﾃﾝﾚｽ製ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ	佐賀県	佐賀県	個人	手動	良
2 (33)	唐津農林	切木海岸	満越排水樋管	唐津市	肥前町満越	1.00×1.50　1門 ｽﾃﾝﾚｽ製ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ	佐賀県	佐賀県	個人	手動	良
3 (34)	唐津農林	切木海岸	中浦排水樋管	唐津市	肥前町中浦	1.00×1.50　1門 ｽﾃﾝﾚｽ製ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ	佐賀県	佐賀県	個人	手動	良
4 (35)	唐津農林	切木海岸	杉の浦排水樋管	唐津市	肥前町杉野浦	1.80×1.40　2門 ｽﾃﾝﾚｽ製ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ	佐賀県	佐賀県	個人	手動	良
5 (36)	唐津農林	切木海岸	湯野浦排水樋管	唐津市	肥前町湯野浦	1.30×1.80　2門 ｽﾃﾝﾚｽ製ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ	佐賀県	佐賀県	地区行政連絡員	手動	良
6 (37)	唐津農林	名護屋漁港海岸	石室排水樋管	唐津市	鎮西町石室	2.00×2.00　1門 ｽﾃﾝﾚｽ製ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ	佐賀県	佐賀県	個人	手動	良

出典:佐賀県水防計画書

別表第１３
　樋門・排水ポンプ等一覧表

３　排水ポンプ設置個所一覧表

※番号の()内は県管理番号

番号	名称	排水先河川名	内水河川名	位置		管理者	形式・口径・動力・台数・出力	総排水能力（㎥／h）	管理受託者
				市町	大字				
1（109）	和多田	松浦川	潮分川	唐津市	和多田先石	国土交通省 武雄河川事務所	ｺﾗﾑ形水中斜流・700mm・電動・6台・140kw	21,600	唐津市
2（110）	鏡	松浦川	北牟田川	唐津市	鏡	国土交通省 武雄河川事務所	ｺﾗﾑ形水中斜流・700mm・電動・4台 （140kw×2台＋100kw×2台）	14,400	唐津市
3（111）	沖鶴	松浦川	公有水面	唐津市	中原	国土交通省 武雄河川事務所	ﾎﾟﾝﾌﾟｹﾞｰﾄ斜流・700mm・電動・2台・45kw	7,200	唐津市
4（113）	竹有第三	松浦川 (田中川)	公有水面	唐津市	北波多	佐賀県(河川)	水中ﾎﾟﾝﾌﾟ φ250m/m電力2台 15kw/台	1,080	唐津市
5（114）	竹有第二	松浦川 (田中川)	公有水面	唐津市	北波多	佐賀県(河川)	水中斜流φ250m/m電力2台 15kw 水中ﾎﾟﾝﾌﾟ φ200m/m電力5台 11kw	9,480	唐津市
6（115）	山彦	松浦川 (田中川)	公有水面	唐津市	北波多	佐賀県(河川)	水中斜流φ400m/m電力2台 22kw	2,160	唐津市
7（116）	セメン川	横田川	セメン川	唐津市	浜崎	唐津市	立軸水中ﾎﾟﾝﾌﾟ φ500m/m電動2台 30kw/台	3,600	―

出典:佐賀県水防計画書

別表第１３
　樋門・排水ポンプ等一覧表

４　堰堤設置個所一覧表

※番号の()内は県管理番号

番号	水系名	河川名	堰堤の名称	位置	管理者	操作責任者	連絡電話	操作方法	摘要
1 (11)	松浦川	松浦川	松浦大堰	唐津市原 唐津市和多田大土井	国土交通省	武雄河川事務所 (松浦川出張所)	0955(77)1735	電動	溢流式鋼製ﾛｰﾗｰｹﾞｰﾄ ｼﾝｸﾞﾙ5門 ﾀﾞﾌﾞﾙ1門
2 (12)	松浦川	厳木川	調整池堰	唐津市厳木町天川字萩の元 唐津市厳木町天川字附舟	九州電力㈱	佐賀支店技術部 土木建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0952(33)1485	電動 11kW	中央越流型定半径ｱｰﾁ式 鋼製ｽﾗｲﾄﾞｹﾞｰﾄ
3 (13)	松浦川	厳木川	厳木川取水堰	唐津市厳木町天川字麦宮 唐津市厳木町広川字ソノ	九州電力㈱	佐賀支店技術部 土木建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0952(33)1485	電動 5.5kW	直線全越流型ｺﾝｸﾘｰﾄ重力式 鋼製ｽﾗｲﾄﾞｹﾞｰﾄ
4 (14)	松浦川	天川	厳木第二 天川取水堰	唐津市厳木町天川字長畑 唐津市厳木町天川字田下	九州電力㈱	佐賀支店技術部 土木建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0952(33)1485	電動 1.5kW	直線全越流型ｺﾝｸﾘｰﾄ重力式 鋼製ｽﾗｲﾄﾞｹﾞｰﾄ
5 (15)	松浦川	厳木川	厳木川 調整池ダム	唐津市厳木町天川字下田 唐津市厳木町鳥越字ｳﾂﾎﾞ谷	九州電力㈱	佐賀支店技術部 土木建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0952(33)1485	電動 11kW	直線一部越流型ｺﾝｸﾘｰﾄ重力式 鋼製ｽﾗｲﾄﾞｹﾞｰﾄ
6 (16)	松浦川	天川	厳木天川 取水堰	唐津市厳木町天川字長畑 唐津市厳木町天川字下田	九州電力㈱	佐賀支店技術部 土木建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0952(33)1485	手動	直線全越流型ｺﾝｸﾘｰﾄ重力式 鋼材角落し
7 (17)	松浦川	厳木川	厳木川 逆調整池堰	唐津市厳木町広瀬字篠ノ坂 唐津市厳木町広瀬字立草	九州電力㈱	佐賀支店技術部 土木建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0952(33)1485	電動 3.7kW	直線一部越流型ｺﾝｸﾘｰﾄ重力式 鋼製ｽﾗｲﾄﾞｹﾞｰﾄ
8 (18)	松浦川	潟川	打上ダム	唐津市鎮西町大字打上字太田 唐津市鎮西町大字打上字笹田	唐津市 玄海町	唐津市 農地林務課	0955(72)9129	電動	中心遮水ｿﾞｰﾝ型ﾌｨﾙ 鋼製ｽﾙｰｽｹﾞｰﾄ
9 (19)	松浦川	後川内川	後川内ダム	唐津市後川内字城遠 唐津市後川内字浜の田	唐津市 玄海町	唐津市 農地林務課	0955(72)9129	電動	傾斜遮水ｿﾞｰﾝ型ﾌｨﾙ 鋼製ｼﾞｪｯﾄﾌﾛｰｹﾞｰﾄ
10 (20)	田野 新田川	田野 新田川	上倉ダム	唐津市肥前町大字新木場字川原田 唐津市肥前町大字新木場字川原田	唐津市 玄海町	唐津市 農地林務課	0955(72)9129	電動	均一型ﾌｨﾙ 鋼製ｼﾞｪｯﾄﾌﾛｰｹﾞｰﾄ
11 (21)	座川	座川	赤坂ダム	唐津市肥前町大字赤坂字戸佐木場 唐津市肥前町大字赤坂字戸佐木場	唐津市 玄海町	唐津市 農地林務課	0955(72)9129	電動	中心遮水ｿﾞｰﾝ型ﾌｨﾙ 鋼製ｼﾞｪｯﾄﾌﾛｰｹﾞｰﾄ
12 (22)	有浦川	有浦川	藤ノ平ダム	東松浦郡玄海町大字長倉字川内 東松浦郡玄海町大字長倉字川内	唐津市 玄海町	唐津市 農地林務課	0955(72)9129	電動	中心遮水ｿﾞｰﾝ型ﾌｨﾙ 鋼製ｼﾞｪｯﾄﾌﾛｰｹﾞｰﾄ
13 (23)	玉島川	玉島川	玉島川取水堰	唐津市七山大字仁部字野中 唐津市七山大字白木字元屋敷	九州電力㈱	佐賀支店技術部 土木建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0952(33)1485	自動	ｺﾞﾑ引布製起伏堰(空気式)
14 (24)	玉島川	狩川川	狩川川取水堰	唐津市七山大字白木字野中口 唐津市七山大字白木字百畝町	九州電力㈱	佐賀支店技術部 土木建築ｸﾞﾙｰﾌﾟ	0952(33)1485	手動	直線全越流型ｺﾝｸﾘｰﾄ重力式 木製角落し

出典:佐賀県水防計画書

別表第14

県知事が行う水防警報対象量水標及び条件

番号	河 川	量水標名	待 機	準 備	出 動	解 除
1	半田川	大 橋	水防団待機水位(2.00m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(2.00m)を越え、氾濫注意水位(2.30m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.30m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.30m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
2	宇木川	久里崎橋	水防団待機水位(1.40m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.40m)を越え、氾濫注意水位(1.70m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.70m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.70m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
3	玉島川	新岡ロ橋	水防団待機水位(1.80m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(1.80m)を越え、氾濫注意水位(2.10m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.10m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(2.10m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
4	横田川	浜崎	水防団待機水位(T.P2.50m)に達し、上流の降雨状況によりなお上昇の見込みがあるとき。	水防団待機水位(T.P2.50m)を越え、氾濫注意水位(T.P2.80m)に達すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.80m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(T.P2.80m)を下り、再び増水のおそれがないと思われるとき。
5	浜 玉 唐津海岸	唐津市浜玉町浜崎字浜崎虹の松原から唐津市唐房漁港まで	台風情報により台風接近が確実になったとき。	台風が接近し、高潮のおそれがあると思われるとき。	高潮水位(T.P1.60m)に達し、なお、潮位の上昇が激しくなると思われたとき。	高潮水位(T.P1.60m)を下り、再び潮位の上昇が激しくなる見込みがなくなったとき。

出典:佐賀県水防計画書

別表第15

総合水防通信体系図

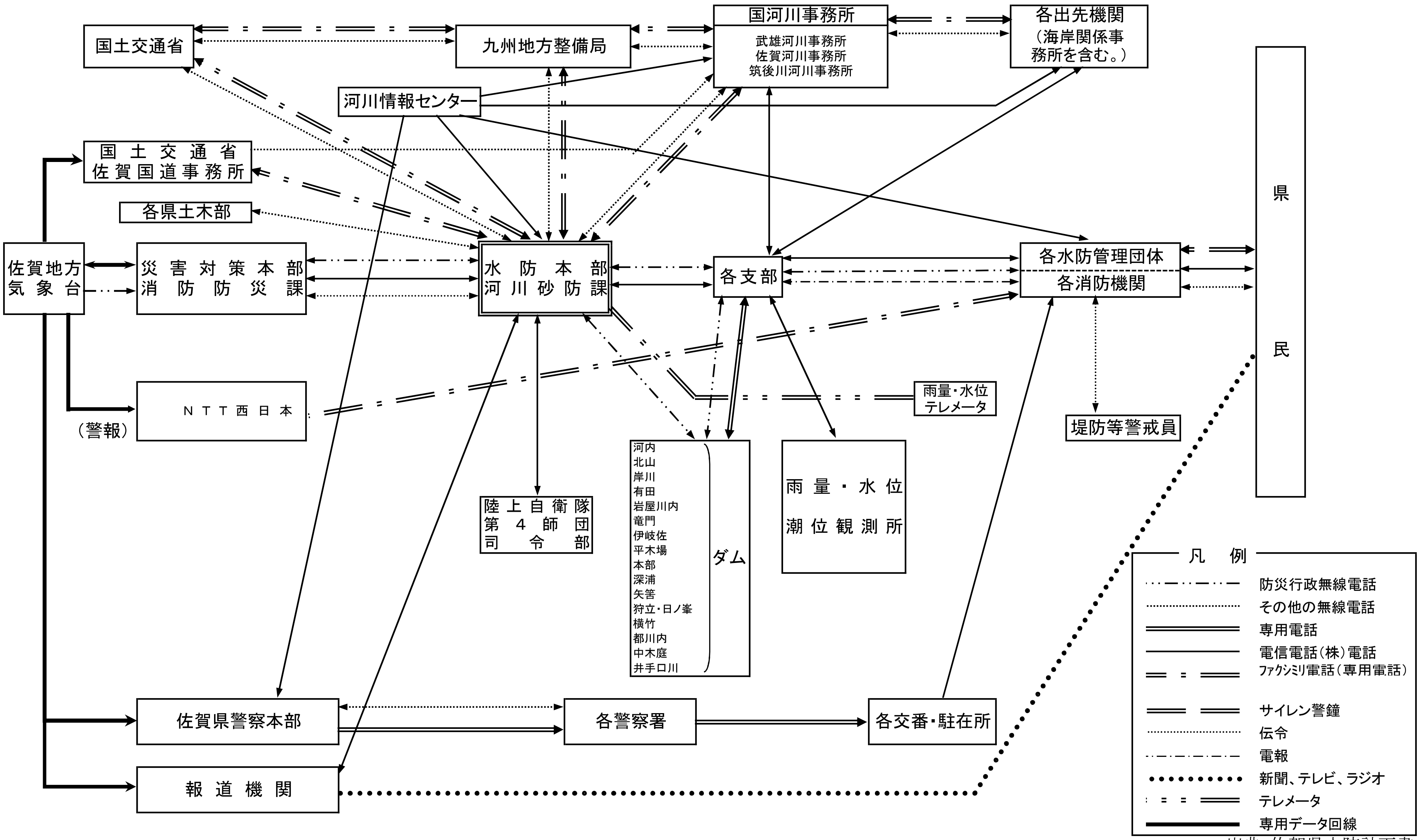

出典:佐賀県水防計画書

別表第16

国土交通大臣が行う水防警報発令の段階表

番号	（水系名） 河　川	量水標名	待　　機	準　　備	出　　動	解　　除
1	（松浦川） 松浦川	牟田部	水防団待機水位(5.50m)に達し、氾濫注意水位(6.50m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(5.50m)を越え、氾濫注意水位(6.50m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(6.50m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(6.50m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
2	（松浦川） 徳須恵川	徳須恵橋	水防団待機水位(2.90m)に達し、氾濫注意水位(3.70m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(2.90m)を越え、氾濫注意水位(3.70m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.70m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(3.70m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。
3	（松浦川） 厳木川	中島橋	水防団待機水位(1.60m)に達し、氾濫注意水位(1.90m)に達すると思われるとき。	水防団待機水位(1.60m)を越え、氾濫注意水位(1.90m)を突破すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.90m)に達し、なお、上昇すると思われるとき。	氾濫注意水位(1.90m)以下に下って、再び増水のおそれがないと思われるとき。

出典:佐賀県水防計画書

別表第17

佐賀県防災行政通信ネットワークシステム系統図

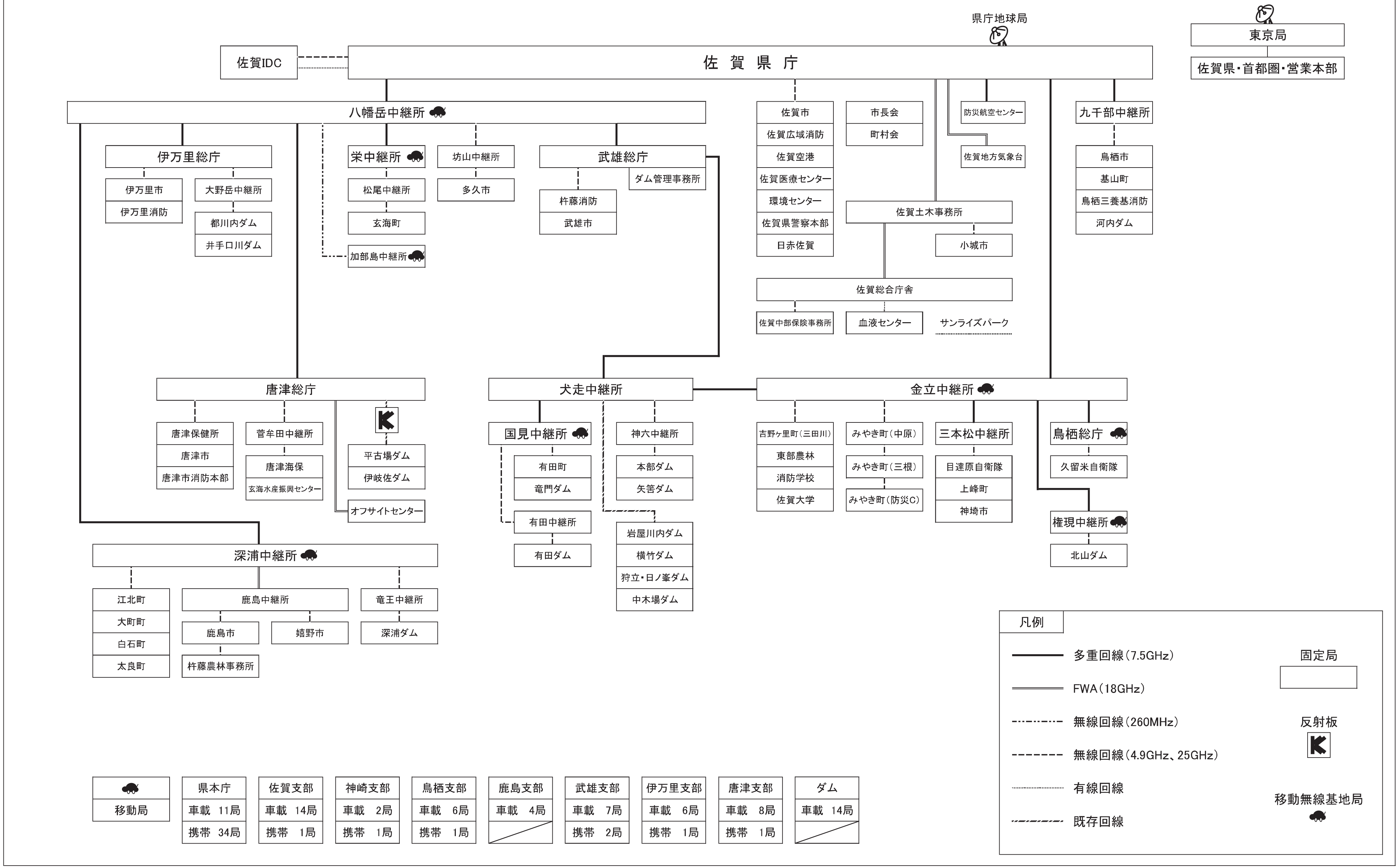

別表第18

移動局一覧表

無線局の種別	呼出名称	所属課所	無線局管理者
移動局	ぼうさいさがけん 1	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 2	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 3	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 4	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 5	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 6	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 7	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 8	井手口川ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいさがけん 9	都川内ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいさがけん 10	狩立・日ノ峯ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいさがけん 11	横竹ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいさがけん 12	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 13	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 14	危機管理防災課(パジェロ)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 15	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 16	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 17	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 18	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 20	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 21	水産課	水産課長
移動局	ぼうさいさがけん 22	唐津保健福祉事務所	唐津保健福祉事務所長
移動局	ぼうさいさがけん 23	建設・技術課	建設・技術課長
移動局	ぼうさいさがけん 24	道路課	道路課長
移動局	ぼうさいさがけん 25	河川砂防課	河川砂防課長
移動局	ぼうさいさがけん 26	水資源調整室	水資源調整室長
移動局	ぼうさいさがけん 27	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 28	循環型社会推進課	循環型社会推進課長
移動局	ぼうさいさがけん 29	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 30	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 31	原子力安全対策課	原子力安全対策課長
移動局	ぼうさいさがけん 50	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 51	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 101	循環型社会推進課	循環型社会推進課長
移動局	ぼうさいさがけん 102	循環型社会推進課	循環型社会推進課長
移動局	ぼうさいさがけん 103	循環型社会推進課	循環型社会推進課長
移動局	ぼうさいさがけん 104	循環型社会推進課	循環型社会推進課長
移動局	ぼうさいさがけん 105	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 150	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 151	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 152	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 153	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 154	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 155	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 156	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 157	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 158	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 159	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 160	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 161	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 162	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 163	県庁(携帯型)	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん 164	県庁(携帯型)	危機管理防災課長

無線局の種別	呼出名称	所属課所	無線局管理者
移動局	ぼうさいさがけん165	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん166	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん167	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん168	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん169	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん170	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん171	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん172	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん173	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん174	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさがけん175	県庁（携帯型）	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさが1	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが2	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが3	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさが4	環境センター	環境センター所長
移動局	ぼうさいさが5	環境センター	環境センター所長
移動局	ぼうさいさが6	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさが7	環境センター	環境センター所長
移動局	ぼうさいさが8	環境センター	環境センター所長
移動局	ぼうさいさが10	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが11	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが12	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが20	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが21	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいさが22	佐賀中部農林事務所	佐賀中部農林事務所長
移動局	ぼうさいさが23	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいさが30	佐賀土木事務所(携帯型)	佐賀土木事務所長
移動局	ぼうさいかんざき1	東部農林事務所	東部農林事務所長
移動局	ぼうさいかんざき20	東部農林事務所	東部農林事務所長
移動局	ぼうさいかんざき30	東部農林事務所(携帯型)	東部農林事務所長
移動局	ぼうさいとす1	東部土木事務所	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいとす2	東部土木事務所	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいとす3	東部土木事務所	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいとす4	東部土木事務所	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいとす20	東部土木事務所	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいとす21	東部土木事務所	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいとす30	東部土木事務所(携帯型)	東部土木事務所長
移動局	ぼうさいからつ1	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
移動局	ぼうさいからつ2	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
移動局	ぼうさいからつ3	唐津農林事務所	唐津農林事務所長
移動局	ぼうさいからつ4	唐津保健福祉事務所	唐津保健福祉事務所長
移動局	ぼうさいからつ20	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
移動局	ぼうさいからつ21	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
移動局	ぼうさいからつ22	唐津農林事務所	唐津農林事務所長
移動局	ぼうさいからつ30	唐津土木事務所(携帯型)	唐津土木事務所長
移動局	ぼうさいいまり1	伊万里土木事務所	伊万里土木事務所長
移動局	ぼうさいいまり2	伊万里土木事務所	伊万里土木事務所長
移動局	ぼうさいいまり3	伊万里農林事務所	伊万里農林事務所長
移動局	ぼうさいいまり20	伊万里土木事務所	伊万里土木事務所長
移動局	ぼうさいいまり21	伊万里土木事務所	伊万里土木事務所長
移動局	ぼうさいいまり22	伊万里農林事務所	伊万里農林事務所長
移動局	ぼうさいいまり30	伊万里土木事務所(携帯型)	伊万里土木事務所長
移動局	ぼうさいたけお1	杵藤土木事務所	杵藤土木事務所長
移動局	ぼうさいたけお2	杵藤土木事務所	杵藤土木事務所長

無線局の種別	呼出名称	所属課所	無線局管理者
移動局	ぼうさいたけお 3	杵藤農林事務所	杵藤農林事務所長
移動局	ぼうさいたけお 4	ダム管理事務所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいたけお 20	杵藤土木事務所	杵藤土木事務所長
移動局	ぼうさいたけお 21	杵藤農林事務所	杵藤農林事務所長
移動局	ぼうさいたけお 30	杵藤土木事務所（携帯型）	杵藤土木事務所長
移動局	ぼうさいかしま 1	杵藤土木事務所	杵藤土木事務所長
移動局	ぼうさいかしま 2	杵藤土木事務所	杵藤土木事務所長
移動局	ぼうさいかしま 3	杵藤農林事務所	杵藤農林事務所長
移動局	ぼうさいかしま 20	危機管理防災課	危機管理防災課長
移動局	ぼうさいかしま 21	杵藤土木事務所	杵藤土木事務所長
移動局	ぼうさいかしま 22	杵藤農林事務所	杵藤農林事務所長
移動局	ぼうさいかしま 30	杵藤農林事務所（携帯型）	杵藤農林事務所長
移動局	ぼうさいかわちダム 1	河内ダム管理事務所	鳥栖市農林課長
移動局	ぼうさいいきさダム 1	伊岐佐ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいひらこばダム 1	平木場ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいありたダム 1	有田ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいりゅうもんダム 1	竜門ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいもとべダム 1	本部ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいやはずダム 1	矢筈ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいいわやかわちダム1	岩屋川内ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいふかうらダム 1	深浦ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局	ぼうさいなかこばダム 1	中木庭ダム管理所	ダム管理事務所長
移動局（市町村）	ぼうさいさがし 1	佐賀市	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいからつし 1	唐津市	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいとすし 1	鳥栖市	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいたくし 1	多久市	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいいまりし 1	伊万里市	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいたけおし 1	武雄市	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいかしまし 1	鹿島市	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいおぎし 1	小城市	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいうれしのし 1	嬉野市	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいかんざきし 1	神埼市	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいよしのがりちょう 1	吉野ヶ里町	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいきやまちょう 1	基山町	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいかみみねちょう 1	上峰町	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいみやきちょう 1	みやき町	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいげんかいちょう 1	玄海町	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいありたちょう 1	有田町	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいおおまちちょう 1	大町町	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいこうほくまち 1	江北町	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいしろいしちょう 1	白石町	危機管理防災課長
移動局（市町村）	ぼうさいたらちょう 1	太良町	危機管理防災課長
移動局（地区）	ぼうさいさが 31	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局（地区）	ぼうさいさが 32	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局（地区）	ぼうさいさが 33	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局（地区）	ぼうさいさが 34	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局（地区）	ぼうさいさが 35	佐賀土木事務所	佐賀土木事務所長
移動局（地区）	ぼうさいさが 36	佐賀土木事務所（携帯型）	佐賀土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 51	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 52	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 53	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 101	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 102	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 103	唐津土木事務所	唐津土木事務所長

無線局の種別	呼出名称	所属課所	無線局管理者
防災相互局	ぼうさいからつ 104	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 105	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 106	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 107	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 108	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 109	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 110	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 111	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 112	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 113	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 114	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 115	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 116	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 117	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 118	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 119	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 120	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 121	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 122	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
防災相互局	ぼうさいからつ 123	唐津土木事務所	唐津土木事務所長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 501	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 401	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 402	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 403	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 404	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 405	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 406	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 407	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 408	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 409	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 410	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 411	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 412	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 413	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 414	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 415	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 416	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 417	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 418	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 419	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 420	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 421	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 422	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 423	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 424	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 425	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 426	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 427	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 428	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 429	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 430	危機管理防災課	危機管理防災課長
市町村系(共通波)	ぼうさいさがけん 431	危機管理防災課	危機管理防災課長

出典:佐賀県水防計画書

別表第19

雨量レーダ回線系統及び機器構成図

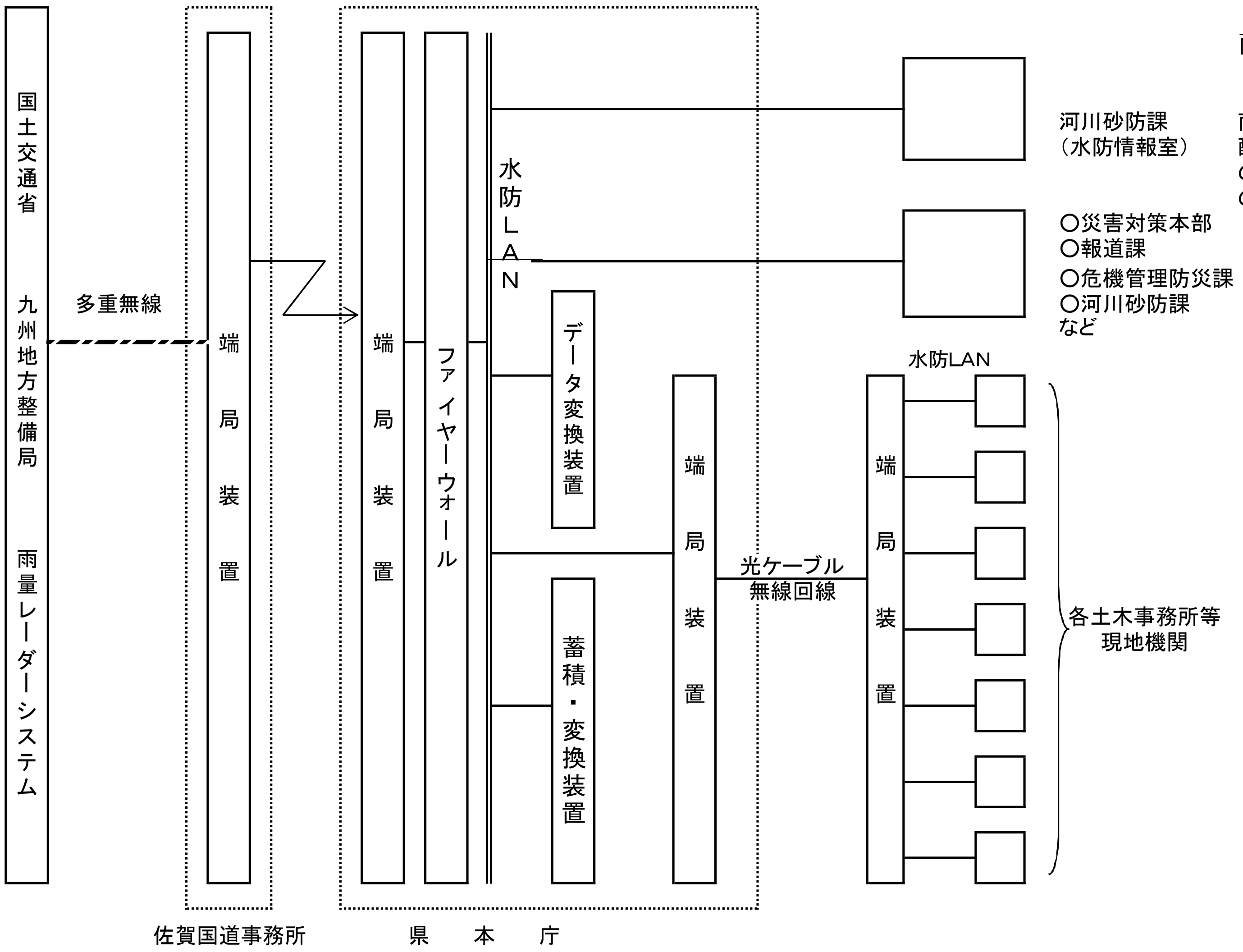

雨量レーダ

九州地方整備局の九州北部、西部南部で観測し一次処理したデータの配信を受け、二次処理した九州一円の雨量状況を5分ごとに庁内イントラの端末パソコンにより、表示する。

出典：佐賀県水防計画書

別表第２０

県内の主な無線局の設置箇所一覧表

１　県防災行政無線

水防支部名	無線局・所の種別	機関名	設置場所	備考
	固定局 地球局	佐賀県庁	佐賀市城内1-1-59	
	移動局			車載29台 携帯78台
佐賀支部	固定局 基地局	佐賀土木事務所	佐賀市八戸2-2-67	
	移動局			車載７台 携帯１台
	固定局 移動局	佐賀総合庁舎	佐賀市八丁畷町8-1	車載２台
	無線通信局	佐賀中部保健 福祉事務所	佐賀市八丁畷町１-20	
	無線通信局	消防学校	佐賀市兵庫町瓦町435-1	
	無線通信局 移動局	環境センター	佐賀市鍋島町八戸溝119-1	車載４台
	無線通信局	佐賀県医療センター 好生館	佐賀市嘉瀬町大字中原400	
	無線通信局	佐賀空港事務所	佐賀市川副町犬井道9476-187	
	○　市町役場、消防本部、ダム管理所、防災関係機関			
	無線通信局 移動局	佐賀市	佐賀市栄町1-1	携帯１台
	無線通信局 移動局	多久市	多久市北多久町大字小侍7-1	携帯１台
	無線通信局 移動局	小城市	小城市三日月町長神田2312-2	携帯16台
	無線通信局 地球局	佐賀広域消防局	佐賀市兵庫町大字藤木947-2	
	無線通信局	土地改良区北山 ダム管理事務所	佐賀市富士町大字藤瀬字井田729-5	
	固定局	岸川防災ダム 管理事務所	多久市大字多久原字麻畠6439	
	固定局	佐賀地方気象台	佐賀市駅前中央3-3-20	
	無線通信局	佐賀大学医学部	佐賀市鍋島5-1-1	
	無線通信局	日本赤十字社 佐賀県支部	佐賀市川原町2-45	

水防支部名	無線局・所の種別	機関名	設置場所	備考
東部支部	固定局	鳥栖総合庁舎	鳥栖市元町1234-1	
	移動局			車載８台 携帯２台
	○　市町役場、消防本部、ダム管理所、防災関係機関			
	無線通信局 移動局	鳥栖市	鳥栖市宿町1118	携帯１台
	無線通信局 移動局	基山町	三養基郡基山町大字宮浦666	携帯１台
	無線通信局 移動局	みやき町	三養基郡みやき町大字東尾737-5	携帯１台
	無線通信局 移動局	上峰町	三養基郡上峰町大字坊所383-1	携帯１台
	無線通信局 移動局	神埼市	神埼市神埼町鶴3542-1	携帯１台
	無線通信局 移動局	吉野ヶ里町	神埼郡吉野ヶ里町吉田321-2	携帯１台
	無線通信局	鳥栖・三養基地区 消防本部	鳥栖市本町3-1488-1	
	無線通信局	陸上自衛隊 九州補給処	神埼郡吉野ヶ里町吉田2993	
	無線通信局	陸上自衛隊 西部方面混成団	福岡県久留米市国分町100	
	固定局 移動局	河内防災ダム 管理事務所	鳥栖市河内町1679	車載１台

水防支部名	無線局・所の種別	機関名	設置場所	備考
唐津支部	固定局	唐津土木事務所	唐津市二夕子3-1-5	
	移動局			車載４台 携帯27台
	無線通信局 移動局	唐津総合庁舎	唐津市二夕子3-1-5	車載２台
	無線通信局 移動局	唐津保健福祉事務所	唐津市千代田町2566-5	車載２台
	固定局	オフサイトセンター	唐津市西浜町2-5	
	無線通信局	玄海水産 振興センター	唐津市唐房6-4948-9	
	○　市町役場、消防本部、ダム管理所、防災関係機関			
	無線通信局 移動局	唐津市	唐津市西城内1-1	携帯１台
	無線通信局 移動局	玄海町	東松浦郡玄海町大字諸浦348	携帯１台
	無線通信局	唐津市消防本部	唐津市二夕子3-2-46	
	無線通信局	唐津海上保安部	唐津市二夕子3-216-2	
	固定局 移動局	伊岐佐ダム管理所	唐津市相知町伊岐佐490-126	車載１台
	固定局 移動局	平木場ダム管理所	唐津市神田1022-１	車載１台
伊万里支部	固定局	伊万里総合庁舎	伊万里市新天町122-4	
	移動局			車載６台 携帯１台
	○　市町役場、消防本部、ダム管理所			
	無線通信局 移動局	伊万里市	伊万里市立花町1355-1	携帯１台
	無線通信局 移動局	有田町	西松浦郡有田町立部乙2202	携帯１台
	無線通信局	伊万里・有田消防本部	伊万里市立花町1355-3	
	無線通信局 移動局	有田ダム管理所	西松浦郡有田町白川1873	車載１台
	無線通信局 移動局	竜門ダム管理所	西松浦郡有田町広瀬山甲2285	車載１台
	無線通信局 移動局	都川内ダム管理所	伊万里市大坪町丙493-3（上古賀）	車載１台
	無線通信局 移動局	井手ロ川ダム管理所	伊万里市大川町大字東田代66-1	車載１台

水防支部名	無線局・所の種別	機関名	設置場所	備考
杵藤支部	固定局	武雄総合庁舎	武雄市武雄町大字昭和265	
	移動局			車載６台 携帯１台
	移動局	ダム管理事務所	武雄市武雄町大字昭和265	車載１台
	○　市町役場、消防本部、ダム管理所			
	無線通信局 移動局	武雄市	武雄市武雄町大字昭和1-1	携帯１台
	無線通信局 移動局	大町町	杵島郡大町町大字大町5016	携帯１台
	無線通信局 移動局	江北町	杵島郡江北町大字山口1651-1	携帯１台
	無線通信局 移動局	白石町	杵島郡白石町大字福田1247-1	携帯１台
	無線通信局	杵藤地区消防本部	武雄市武雄町大字昭和846	
	無線通信局 移動局	本部ダム管理所	武雄市若木町大字本部字井口17376-39	車載１台
	無線通信局 移動局	矢筈ダム管理所	武雄市西川登町大字神六字野田28946	車載１台
	固定局 移動局	狩立・日ノ峯ダム管理所	武雄市山内町大字宮野22596	車載１台
	固定局	鹿島総合庁舎	鹿島市大字納富分2643-1	
	移動局			車載５台 携帯１台
	○　市町役場、ダム管理所			
	無線通信局 移動局	鹿島市	鹿島市大字納富分2643-1	携帯１台
	無線通信局 移動局	嬉野市	嬉野市塩田町大字馬場下甲1769	携帯１台
	無線通信局 移動局	太良町	藤津郡太良町大字多良1-6	携帯１台
	無線通信局 移動局	岩屋川内ダム管理所	嬉野市嬉野町大字岩屋川内乙4487-33	車載１台
	無線通信局 移動局	深浦ダム管理所	杵島郡白石町大字深浦5367-24	車載１台
	固定局 移動局	横竹ダム管理所	嬉野市嬉野町大字吉田乙4997	車載１台
	固定局 移動局	中木庭ダム管理所	鹿島市大字山浦丙2551-4	車載１台

出典：佐賀県水防計画書

2　国土交通省無線

◎　筑後川河川事務所管内(佐賀県関係分)

設置事務所名	所　　　在　　　地	移動無線の数
筑後川河川事務所	久留米市高野町１丁目2-1	車 0 携帯 5
筑後川河川事務所 諸富出張所	佐賀市蓮池町大字小松三本杉250	車 1 携帯 2
筑後川河川事務所 大川出張所	大川市大字向島2631-2	車 1 携帯 2
筑後川河川事務所 久留米出張所	久留米市高野町１丁目2-27	車 1 携帯 2

◎　佐賀国道事務所管内

設置事務所名	所在地	移動無線の数
佐賀国道事務所	佐賀市新中町5-10	車 8 携帯 1
佐賀国道事務所 鳥栖維持出張所	鳥栖市田代昌町字石町492	車 4 携帯 1
佐賀国道事務所 唐津維持出張所	唐津市山本字中園1437	車 6 携帯 2
佐賀国道事務所 武雄維持出張所	武雄市武雄町大字武雄82	車 4 携帯 2

◎　武雄河川事務所管内

設置事務所名	所在地	移動無線の数
武雄河川事務所	武雄市武雄町大字昭和745	車 13 携帯 6
武雄河川事務所 嘉瀬川出張所	佐賀市久保田町大字新田字三本松籠86	車 2 携帯 2
武雄河川事務所 朝日出張所	武雄市朝日町大字甘久1521-6	車 2 携帯 2
武雄河川事務所 牛津出張所	小城市牛津町上砥川字一本松47-9	車 2 携帯 2
武雄河川事務所 松浦川出張所	唐津市原字荒田1754	車 2 携帯 2
武雄河川事務所 厳木ダム管理支所	唐津市厳木町広瀬446-4	車 2 携帯 2

◎　佐賀河川事務所管内

佐賀河川事務所	佐賀市兵庫南二丁目1-34	車 6 携帯 3
佐賀河川事務所 嘉瀬川ダム管理支所	佐賀市富士町畑瀬1-1	車 1 携帯 1

出典：佐賀県水防計画書

3　警察無線

設置場所	所在地	移動無線の数
警察本部	佐賀市松原１丁目1-16	ヘリ　1 船　1
佐賀南警察署	佐賀市本庄町大字本庄155-1	車　3 船　1
佐賀北警察署	佐賀市高木瀬町大字東高木234-1	車　3
神埼警察署	神埼市神埼町枝ヶ里155-1	車　1
鳥栖警察署	鳥栖市元町1234-5	車　3
小城警察署	小城市三日月町久米960	車　2
唐津警察署	唐津市二夕子３丁目1-5	車　5 船　2
伊万里警察署	伊万里市二里町八谷搦1169	車　3
武雄警察署	武雄市武雄町大字武雄5846	車　2
白石警察署	杵島郡白石町大字東郷1249-3	車　1
鹿島警察署	鹿島市大字中村900-15	車　3

出典：佐賀県水防計画書

別表第２１

災害時優先電話番号一覧表

１　県関係

機関名	局名	局番	電話番号(代表)	優先指定電話番号
河川砂防課（水防本部）	佐賀	0952	(25)7161	(24)2130～9
道路課	佐賀	0952	(25)7155	(25)7155
佐賀土木事務所	佐賀	0952	(24)4345	(24)4349,4351,4348
東部土木事務所	鳥栖	0942	(83)4176	(83)4177
東部農林事務所	神埼	0952	(55)9760	(55)9760,9764
唐津土木事務所	唐津	0955	(73)2861	(73)2861～4
伊万里土木事務所	伊万里	0955	(23)4151	(23)4152,4737,4719
杵藤土木事務所	武雄	0954	(22)4184	(22)4184,4185
杵藤農林事務所	鹿島	0954	(63)5111	(63)5111,5117
ダム管理事務所	武雄	0954	(23)7327	(22)2554
伊岐佐ダム管理所	相知	0955	(62)3892	(62)3892
平木場ダム管理所	唐津	0955	(74)4717	(74)4717
有田ダム管理所	有田	0955	(42)3394	(42)3394
竜門ダム管理所	有田	0955	(46)4151	(46)4151
都川内ダム管理所	伊万里	0955	(22)2682	(22)2682
本部ダム管理所	武雄	0954	(26)2181	(26)2181
矢筈ダム管理所	武雄	0954	(28)2150	(28)2150
狩立・日ノ峯ダム管理所	武雄	0954	(45)4617	(45)4617
岩屋川内ダム管理所	嬉野	0954	(43)2092	(43)2092
深浦ダム管理所	有明	0954	(65)3575	(65)3575
横竹ダム管理所	嬉野	0954	(43)8595	(43)8595
中木庭ダム管理所	鹿島	0954	(64)2515	(64)2515
井手口川ダム管理所	伊万里	0955	(29)3847	(29)3847

出典：佐賀県水防計画書

２　市町その他関係機関

機関名	局名	局番	電話番号(代表)	優先指定電話番号
河内防災ダム管理事務所	鳥栖	0942	(83)4300	(83)4300
岸川防災ダム管理事務所	佐賀	0952	(75)2477	(75)2477
佐賀土地改良区 北山ダム管理事務所	佐賀	0952	(57)2013	(57)2013

出典：佐賀県水防計画書

３　国土交通省関係

機関名	局名	局番	電話番号(代表)	優先指定電話番号
筑後川河川事務所	久留米	0942	(33)9131	(33)8829,5728
佐賀川河川事務所	佐賀	0952	(41)8801	(41)8803
武雄河川事務所	武雄	0954	(23)5151	(23)5154,5155
佐賀国道事務所	佐賀	0952	(32)1151	(32)1097,1098,1259

出典：佐賀県水防計画書

4 水防管理団体

関係土木事務所名	水防管理団体名	局名	局番	電話番号（代表）	優先指定電話番号
佐賀	佐賀市	佐賀	0952	(24)3151	(40)7017,7013,7034
	多久市	佐賀	0952	(75)2112	(75)2181
	小城市	佐賀	0952	(37)6111	(37)6119
東部	神埼市	佐賀	0952	(52)1111	(37)0104
	吉野ヶ里町	佐賀	0952	(53)1111	(37)0330
	鳥栖市	鳥栖	0942	(85)3500	(85)3643,3644
	基山町	基山	0942	(92)2011	(92)2011
	みやき町	北茂安	0942	(89)1651	(89)1651
	上峰町	佐賀	0952	(52)2181	(52)2184
唐津	唐津市	唐津	0955	(72)9111	(72)9111, 9218
	玄海町	玄海	0955	(52)2115	(52)2112,2156
伊万里	伊万里市	伊万里	0955	(23)2111	(23)2484
	有田町	有田	0955	(46)2111	(46)2111
杵藤	武雄市	武雄	0954	(23)9111	(23)9111,9165
	大町町	佐賀	0952	(82)3111	(82)3116,3117
	江北町	山口	0952	(86)2111	(86)2114,2115
	白石町	白石	0952	(84)2111	(84)2030,7111
	鹿島市	鹿島	0954	(63)2111	(63)2128,2313,2217
	太良町	多良	0954	(67)0311	(67)0313,0314,0315,0317,0718,0792,0053
	嬉野市	塩田	0954	(66)3111	(66)3116,3117

出典：佐賀県水防計画書

5 その他主要公署

官公署 民間団体名	局名	局番	電話番号（代表）	優先指定電話番号
自衛隊佐賀地方協力本部	佐賀	0952	(24)2291	(24)2293
佐賀県警察本部	佐賀	0952	(24)1111	(24)1111 他16回線あり
佐賀地方気象台	佐賀	0952	(32)7027	(32)7026, 7027
九州旅客鉄道㈱ 博多保線区鳥栖管理室	鳥栖	0942	(83)4018	(82)2020 他８回線あり
佐賀保線区	佐賀	0952	(23)2939	(23)2939
西日本電信電話㈱ 佐賀支店	佐賀	0952	(25)8230	(25)8230 他21回線
佐賀陸運支局	佐賀	0952	(30)7271	(30)7273, 7274
ＮＨＫ佐賀放送局	佐賀	0952	(28)5000	(23)5200 他12回線あり
ＳＴＳサガテレビ	佐賀	0952	(23)9111	(23)9114, 9115, 9116
ＮＢＣ佐賀放送局	佐賀	0952	(22)1460	(28)1233, (29)2507
九州電力㈱佐賀支店	佐賀	0952	(33)1485	(33)1485 他11回線あり

出典：佐賀県水防計画書

（協定１）

河川情報の提供及び相互交換に関する協定書（全文改正）

洪水危機管理体制強化の観点から、国土交通省九州地方整備局並びに佐賀県が所有し管理する雨量・水位等のデータ（以下「河川情報」という。）の伝送及び伝送施設の管理について、国土交通省九州地方整備局長（以下「甲」という。）及び佐賀県知事（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

なお、本協定に伴い、平成１４年３月１２日付け「河川情報の提供並びに相互交換に関する協定書」は廃止する。

（伝送経路及び方法）

第１条　河川情報に関する伝送については、甲及び乙が配置した河川情報システムを多重回線及び専用線により接続し、相互に交換する（別図１）。

２　甲と乙は、河川情報に関して、常時、情報交換を行うものとする。

（情報の内容）

第２条　甲と乙が交換する情報の内容については、別表１及び別表２のとおりとする。

但し、別紙１及び別紙２について変更が生じた場合は、見直しができるものとする。

（資料の取り扱い）

第３条　甲と乙は、本協定により取得した河川情報について、洪水危機管理体制強化の観点から、出水時における防災機関や地域住民への防災情報として活用するとともに、平常時においても広く河川の情報として活用を図るものとする。

２　甲と乙は、本協定により取得した河川情報については、それぞれ次の機関の利用に提供できるものとする。

（１）甲　　国土交通省及び国土交通省所属の各機関

（２）乙　　佐賀県及び佐賀県所属の各機関並びに管内各市町

３　甲が本協定により取得した乙の河川情報については、九州内の他県、財団法人河川情報センター及び一般住民へ、防災情報として提供することについて、乙は異論等ないものとする。

４　乙が本協定により取得した甲の河川情報について、一般住民へ防災情報として提供することについて、甲は異論等ないものとする。

（運用・管理等）

第４条　運用、保守、点検、経費負担等に係る責任分界点は、別図１のとおりとする。

甲及び乙は、システムを計画的に停止する場合に、事前に相互に連絡調整するとともに、故障などによる停止その他システムに以上が発生し情報交換に支障が発生した場合には、相互に連絡をとり復旧に努めることとする。

（疑義の解決）

第５条　本協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第６条　本協定の有効期間は、平成１８年３月３１日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了日の３ヶ月前までに、甲または乙から協定改廃の申し出がないときは、さらに１年間継続するものとし、以降も同様とする。

本協定を締結した証として本書２通を作成して、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保管する。

平成１８年３月３１日

（甲）　国土交通省　九州地方整備局長　宮　田　年　耕

（乙）　佐　賀　県　知　事　古　川　康

（協定２）

防災画像情報の相互提供に関する協定

国土交通省九州地方整備局企画部長（以下「甲」という。）と佐賀県県土づくり本部長（以下「乙」という。）とは、甲または乙が収集した防災画像情報（以下「画像情報」という。）を相互に提供することについて、次のとおり協定する。

なお、「防災画像情報の相互提供に関する協定」（平成１６年１１月１８日）については、廃止する。

（提供情報の種類等）

第１条　甲または乙が相互に提供する画像情報は、甲または乙が独自に収集した災害発生状況、災害復旧状況、防災訓練などの防災活動に関するものに限るものとする。

（情報提供の手続き）

第２条　画像情報の提供に当たっては、甲乙相互に協調して行うものとする。

（提供情報の処理）

第３条　甲または乙は、提供された画像情報については、乙または甲の了解を得た関係機関へ配信できるものとする。

（情報提供の方法及び運営）

第４条　甲乙相互に行う情報提供及び運営は、「建設省と佐賀県との間を結ぶ通信回線の運営に関する協定」に基づき、行うものとする。

（情報提供の開始時間）

第５条　甲乙相互の画像提供は、平成１７年５月１９日から開始するものとする。

（経費の負担）

第６条　画像情報の提供に要する経費については、甲乙それぞれが負担するものとする。

（有効期限）

第７条　この協定の有効期限は、平成１８年３月３１日までとする。

ただし、甲又は乙のいずれからもこの協定の改廃について申し出がないときは、更に１年間継続するものとし、当該継続機関が満了したときも同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項は、必要に応じて、九州地方整備局企画部防災課長と佐賀県県土づくり本部河川砂防課長が協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成１７年　５月１９日

甲　国土交通省 九州地方整備局
企画部長　　　　田中 愼一郎
乙　佐賀県
県土づくり本部長　　大西憲治

別表第22

別表2(4) 全県水防テレメーター総合回線系統図

別表第２３

機関別無線局一覧表

機関名		設置場所	電話番号	備考
唐津市役所	本庁	西城内１－１	53 - 7119	車載 19 台 可搬 2 台 携帯 17 台
	浜玉市民センター	浜玉町浜崎 1151-1	53 - 7100	車載 18 台 携帯 7 台 半固定 1 台
	厳木市民センター	厳木町厳木 997	53 - 7110	車載 17 台 携帯 6 台 半固定 1 台
	相知市民センター	相知町相知 2055-1	53 - 7120	車載 24 台 携帯 6 台 半固定 1 台
	北波多市民センター	北波多徳須恵 1097-4	53 - 7130	携帯 12 台 半固定 1 台
	肥前市民センター	肥前町入野甲 1703	53 - 7140	車載 11 台 可搬 1 台 携帯 7 台 半固定 1 台
	鎮西市民センター	鎮西町名護屋 1530-1	53 - 7150	車載 15 台 可搬 3 台 携帯 6 台 半固定 1 台
	呼子市民センター	呼子町呼子 1995-1	53 - 7160	車載 17 台 可搬 2 台 携帯 6 台 半固定 1 台
	七山市民センター	七山滝川 1254	53 - 7170	車載 8 台 携帯 10 台 半固定 1 台
唐津土木事務所		二タ子 3－1－5	73－2861	
佐賀県唐津農林事務所		坊主町 433－1	73－1661	
佐賀県唐津保健福祉事務所		大名小路 3－1	73－4185	
佐賀県玄海水産振興センター		唐房 6－4948－9	74－3021	
佐賀県平木場ダム管理所		神田 1022－1	74－4717	
唐津警察署		二タ子 3－1－5	72－2101	
佐賀国道事務所唐津維持出張所		山本 1437	78－0058	
武雄河川事務所松浦川出張所		原 754	77－1735	
唐津海上保安部		二タ子 3－216－2	74－4321	
唐津市消防本部・署		二タ子 3－2－46	72－4146	車載 35 台 携帯 25 台
唐津総合庁舎		坊主町 433－1		
オフサイトセンター		西浜町 2－5	74－9050	

玄海町役場	東松浦郡大字諸浦 348	52－2111	
佐賀県伊岐佐ダム管理所	相知町伊岐佐 490-126	62－3892	

別表第２４

広報車所有者一覧表

所　有　者		所　在　地	電話番号	備　考
唐津市役所	本庁	西城内１－１	72 - 9111 （代）	台 防災連絡車×１ 原子力広報車×１ 地域消防課×２ 税務課×１ 水道部×５
	浜玉市民ｾﾝﾀｰ	浜玉町浜崎 1151-1	53 - 7100	１台
	厳木市民ｾﾝﾀｰ	厳木町厳木 997	53 - 7110	１台
	相知市民ｾﾝﾀｰ	相知町相知 2055-1	53 - 7120	１台
	北波多市民ｾﾝﾀｰ	北波多徳須恵 1097-4	53 - 7130	１台
	肥前市民ｾﾝﾀｰ	肥前町入野甲 1703	53 - 7140	３台
	鎮西市民ｾﾝﾀｰ	鎮西町名護屋 1530-1	53 - 7150	１台
	呼子市民ｾﾝﾀｰ	呼子町呼子 1995-1	53 - 7160	１台
	七山市民ｾﾝﾀｰ	七山滝川 1254	53 - 7170	１台
	合　計			台
唐津市消防団	唐津支団	西城内 1-1	53－7119	消防ポンプ自動車等 58 台
	浜玉支団	浜玉町浜崎 1151-1	53－7100	消防ポンプ自動車等 17 台
	厳木支団	厳木町厳木 997	53－7110	消防ポンプ自動車等 17 台
	相知支団	相知町相知 2055-1	53－7120	消防ポンプ自動車等 21 台
	北波多支団	北波多徳須恵 1097-4	53－7130	消防ポンプ自動車等 13 台
	肥前支団	肥前町入野甲 1703	53－7140	消防ポンプ自動車等 28 台
	鎮西支団	鎮西町名護屋 1530-1	53－7150	消防ポンプ自動車等 27 台
	呼子支団	呼子町呼子 1995-1	53－7160	消防ポンプ自動車等 15 台
	七山支団	七山滝川 1254	53－7170	消防ポンプ自動車等 6 台
唐津市消防本部・署		二タ子 3 - 2 - 46	72－4146	災害連絡車　１台 災害広報車　１台
		東部分署	56－8142	災害活動車 各 １台
		南部分署	63－3142	
		西部分署	54－1199	
		北部分署	82－2800	
		中部分署	70－3600	

別表第２５
水位観測所一覧表

水位観測所一覧表（国土交通省関係）

※番号の()内は県管理番号

番号	河川名	河川事務所名	(観測所名)位置	水防団待機水位（m）	はん濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	はん濫危険水位（m）	普通自記 別テ
1 (20)	松浦川	武雄	(川西橋) 伊万里市大川町大字川西	2.90	4.50	6.50	6.80	自 テ
2 (21)	松浦川	武雄	(牟田部) 唐津市相知町牟田部	5.50	6.50	6.90	7.40	自 テ
3 (22)	松浦川	武雄	(桃の川橋) 伊万里市松浦町桃川	―	―	―	―	自 記
4 (23)	松浦川	武雄	(和田山橋) 唐津市相知町杉野	―	―	―	―	自 記
5 (24)	松浦川	武雄	(松浦橋) 唐津市宮野町	―	―	―	―	自 テ
6 (25)	松浦川 (厳木川)	武雄	(浦の川橋) 唐津市相知町相知	―	―	―	―	自 テ
7 (26)	松浦川 (厳木川)	武雄	(中島橋) 唐津市厳木町中島	1.60	1.90	2.10	2.40	自 テ
8 (27)	松浦川 (徳須恵川)	武雄	(徳須恵橋) 唐津市北波多徳須恵	2.90	3.70	4.50	5.20	自 テ

出典:佐賀県水防計画書

別表第２５
水位観測所一覧表

水位観測所一覧表（県関係）

1　主要観測所一覧

※番号の()内は県管理番号

番号	河川名	土木事務所名	位置 市町	位置 大字（観測所名）	水防団待機水位（m）	はん濫注意水位（m）	避難判断水位（m）	はん濫危険水位相当水位（m）	はん濫注意水位から天端までの余裕高（m）	普通自記テ	量水標管理者（連絡先）	観測者（連絡先）	通報	通報先（連絡先）	公表
1 (29)	玉島川	唐津	唐津市	浜玉町（梅豆羅橋）	1.50	1.80	2.00	2.55	2.40	テ	唐津土木事務所（０９５５）７３－３１３０	同左			○
2 (30)	半田川	唐津	唐津市	鏡（大橋）	2.00	2.30	2.60	3.00	2.00	テ	唐津土木事務所（０９５５）７３－３１３０	同左	○	唐津市（０９５５）７２－９１１１	○
3 (31)	宇木川	唐津	唐津市	鏡（久里崎橋）	1.40	1.70	1.80	2.20	1.10	テ	唐津土木事務所（０９５５）７３－３１３０	同左	○	唐津市（０９５５）７２－９１１１	○
4 (32)	左伊岐佐川	唐津	唐津市	相知町（新井手）	1.10	1.30	—	—	1.20	自記テ	ダム管理事務所（０９５４）２３－７３２７	唐津土木事務所（０９５５）７３－３１３０			○
5 (34)	横田川	唐津	唐津市	浜玉町（浜崎）	ＴＰ 2.50	ＴＰ 2.80	ＴＰ 2.83	ＴＰ 3.10	1.60	テ	唐津土木事務所（０９５５）７３－３１３０	同左	○	唐津市浜玉市民センター（０９５５）５３－７１００	○

2　その他（ダム）観測所一覧表

※番号の()内は県管理番号

番号	河川名	土木事務所名	位置 市町	位置 大字	用途	観測方式	電話
1 (1)	町田川	唐津	唐津市	神田（中田下）	（ダム下流観測用）	自記・テレ	—
2 (2)	左伊岐佐川	唐津	唐津市	相知町（不動の滝）	（ダム上流観測用）	自記・テレ	—

出典:佐賀県水防計画書

様式１

【警戒レベル４相当】〇〇川氾濫危険水位情報（発表）

年　　月　　日
時　　分　発表
土木事務所

　　　川は、　時　分に、　　市　　橋の観測所で、避難指示の目安のひとつとなる水位である、氾濫危険水位※　　　ｍに達しました。

　周囲の状況を確認するとともに、市町長が発する避難情報に注意してください。

※ 氾濫危険水位…水防法第１３条で規定される洪水特別警戒水位

問い合わせ先
- 佐賀県　県土整備部　河川砂防課
  電話　０９５２－２５－７１６２
- 佐賀県　　　　土木事務所
  電話　　　　－　　－

様式２

【警戒レベル４相当】○○川氾濫危険水位情報（解除）

年　　月　　日
時　　分　発表
土木事務所

川は、　時　分に、　　市　　橋の観測所で、避難指示の目安のひとつとなる水位である、氾濫危険水位※　　ｍを下回りましたが、今後も引き続き注意してください。

※ 氾濫危険水位…水防法第１３条で規定される洪水特別警戒水位

問い合わせ先
- 佐賀県　県土整備部　河川砂防課
  電話　０９５２－２５－７１６２
- 佐賀県　　　　土木事務所
  電話　　　　－　　－

別表第２６

立ち退き避難指示予定場所

※番号の()内は県管理番号

番号		河　川　名	関係市町村	避　難　場　所	収容人員(人)
1	(184)	松浦川	唐津市	都市コミュニティセンター	1,483
2	(185)	松浦川	唐津市	外町小学校	365
3	(186)	松浦川	唐津市	唐津市文化体育館・分館	2,435
4	(187)	松浦川	唐津市	成和小学校	308
6	(188)	松浦川	唐津市	第五中学校	386
7	(189)	松浦川	唐津市	東唐津公民館	276
8	(190)	松浦川	唐津市	東唐津小学校	252
9	(191)	松浦川	唐津市	古代の森会館	564
10	(192)	松浦川	唐津市	鏡山小学校	308
11	(193)	松浦川	唐津市	鏡中学校	377
12	(194)	松浦川	唐津市	唐津工業高校	561
14	(195)	松浦川	唐津市	成和公民館	372
15	(196)	松浦川	唐津市	唐津商業高校	557
16	(197)	松浦川・徳須恵川	唐津市	鬼塚小学校	277
17	(198)	徳須恵川	唐津市	人権ふれあいセンター北波多	83
18	(199)	徳須恵川	唐津市	北波多総合保健センター	54
19	(200)	厳木川	唐津市	旧厳木小学校広川分校	156
20	(201)	厳木川	唐津市	厳木コミュニティセンター	685
21	(202)	厳木川	唐津市	厳木小学校	221
22	(203)	厳木川	唐津市	厳木中学校	595
23	(204)	厳木川	唐津市	旧本山小学校	383
24	(205)	厳木川・浪瀬川	唐津市	厳木高校	472
25	(206)	厳木川	唐津市	厳木町保健センター	239
26	(207)	天川川	唐津市	厳木小学校天川分校	155
27	(208)	平之川	唐津市	旧厳木小学校平之分校	101
28	(209)	松浦川	唐津市	天徳の丘運動公園社会体育館	699
29	(210)	松浦川	唐津市	相知中学校	537
30	(211)	松浦川	唐津市	相知小学校	350
31	(212)	松浦川	唐津市	浦の川スポーツセンター	154
33	(213)	松浦川	唐津市	牟田部地区体育館	283
34	(214)	松浦川	唐津市	佐里地区公民館(旧佐里小学校)	238
35	(215)	厳木川	唐津市	旧田頭小学校	238
36	(216)	厳木川	唐津市	相知交流文化センター	1,047
37	(217)	徳須恵川	唐津市	北波多小学校	210
38	(218)	徳須恵川	唐津市	北波多中学校	491
39	(219)	徳須恵川	唐津市	北波多社会体育館	420
40	(220)	徳須恵川	唐津市	北波多公民館	192
41	(221)	徳須恵川	唐津市	北波多老人憩の会	34
42	(222)	平山川	唐津市	平山地区公民館(旧平山小学校)	238
		計			16,796

出典:佐賀県水防計画書

様式３

雨量観測記録表

《市役所観測》

・降り始めの時刻；	時　　　分
・３０　ミリに達した時刻；	時　　　分
・や　ん　だ　時　刻；	時　　　分
・積　算　雨　量　；	ミリ

《　　　年　　月　　日　（　）　時間雨量　・　累加雨量》

観測地雨量（㎜）／時間	市役所	厳木ダム	竹木場	松浦大堰	土木事務所
	雨量/累計	雨量/累計	雨量/累計	雨量/累計	雨量/累計
0時　～　1時					
1時　～　2時					
2時　～　3時					
3時　～　4時					
4時　～　5時					
5時　～　6時					
6時　～　7時					
7時　～　8時					
8時　～　9時					
9時　～　10時					
10時　～　11時					
11時　～　12時					
12時　～　13時					
13時　～　14時					
14時　～　15時					
15時　～　16時					
16時　～　17時					
17時　～　18時					
18時　～　19時					
19時　～　20時					
20時　～　21時					
21時　～　22時					
22時　～　23時					
23時　～　24時					

【参考資料】

水　防　法（昭和24年6月4日 法律第193号）（抄）

最終改正　令和三年五月一〇日同第三一号

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

２　この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

３　この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

４　この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

５　この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

６　この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の二十三第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水路管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

７　この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

８　この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章　水防組織

（市町村の水防責任）

第三条　市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

（水防事務組合の設立）

第三条の二　地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

（水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置）

第三条の三　水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

２　前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

（水防事務組合の議会の議員の選挙）

第三条の四　水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

２　前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

（水防事務組合の経費の分賦）

第三条の五　水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

（都道府県の水防責任）

第三条の六　都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

（指定水防管理団体）

第四条　都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

（水防の機関）

第五条　水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

２　前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

３　水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第六条　水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

２　水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第六条の二　水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

２　前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第六条の三　水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条　都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

３　都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

４　前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

５　都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

６　二以上の都府県に関係する水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

７　都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条　都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

２　都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

４　会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

５　前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章　水防活動

（河川等の巡視）

第九条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

（国の機関が行う洪水予報等）

第十条　気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

３　都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第十一条　都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

（水位の通報及び公表）

第十二条　都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

２　都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条　国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、

洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の二　都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条及び第十四条の二において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

２　市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条の三　都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（関係市町村長への通知）

第十三条の四　第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同条第三項の規定による緊急安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

（洪水浸水想定区域）

第十四条　国土交通大臣は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第三条第一項の規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

２　都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防

止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川

二 特定都市河川浸水被害対策法第三条第四項から第六項までの規定により指定した河川

三 前二号に掲げるもののほか、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（雨水出水浸水想定区域）

第十四条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第一項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第一項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項の規定により指定され、又は同条第四項、同条第五項において準用する同条第三項若しくは同条第六項の規定により指定した特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

2 市町村長は、当該市町村が管理する次に掲げる排水施設について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該排水施設（第一号に掲げる排水施設にあつては、第十三条の二第二項の規定による指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の二第二項の規定による指定に係る排水施設

二 下水道法第二十五条の二に規定する浸水被害対策区域内に存する公共下水道等の排水施設

三 特定都市河川浸水被害対策法第三条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項から第六項までの規定により指定された特定都市河川流域内に存する公共下水道等の排水施設

四 前三号に掲げるもののほか、雨水出水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する公共下水道等の排水施設

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

4 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は第二項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

５　前二項の規定は、第一項又は第二項の規定による指定の変更について準用する。

（高潮浸水想定区域）

第十四条の三　都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

一 第十三条の三の規定により指定した海岸

二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

２　前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

３　都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

（浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置）

第十五条　市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項若しくは第二項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項若しくは第二項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項又は第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二又は第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

２　市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）　当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第七項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

三 前項第四号ハに掲げる施設　当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

３　浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域　同法第八条第三項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域　同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の二　前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

２　前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。

３　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

４　前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

５　市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。

６　市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

７　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

８　第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。

９　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置か

なければならない。
１０　第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）
第十五条の三　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
２　前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
３　市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
４　市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
５　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。
６　市町村長は、第二項又は前項の規定により報告を受けたときは、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。
７　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
８　第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。
（大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
第十五条の四　第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
２　前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。
（市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用）
第十五条の五　第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう」と、同

条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

（浸水被害軽減地区の指定等）

第十五条の六　水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

２　水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

３　水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。

４　第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。

５　前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

（標識の設置等）

第十五条の七　水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。

２　浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。

３　何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

４　水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

（行為の届出等）

第十五条の八　浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

２　水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

３　水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

（大規模氾濫減災協議会）

第十五条の九　国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。

２　大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一　国土交通大臣

二 当該河川の存する都道府県の知事
三 当該河川の存する市町村の長
四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
五 当該河川の河川管理者
六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者

３　大規模氾濫減災協議会において協議が調つた事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

４　前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

（都道府県大規模氾濫減災協議会）

第十五条の十　都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。

２　都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
一 当該都道府県知事
二 当該河川の存する市町村の長
三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
四 当該河川の河川管理者
五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者

３　前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

（予想される水災の危険の周知等）

第十五条の十一　市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

（河川管理者の援助等）

第十五条の十二　河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。

２　河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

（水防警報）

第十六条　国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

２　国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

３　都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事

項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
４　国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

（水防団及び消防機関の出動）

第十七条　水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

（優先通行）

第十八条　都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

（緊急通行）

第十九条　水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。
２　水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（水防信号）

第二十条　都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。
２　何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

（警戒区域）

第二十一条　水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。
２　前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

（警察官の援助の要求）

第二十二条　水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

（応援）

第二十三条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。
２　応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
３　第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
４　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

（居住者等の水防義務）

第二十四条　水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

（決壊の通報）

第二十五条　水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

（決壊後の処置）

第二十六条　堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

（水防通信）

第二十七条　何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

２　国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

（公用負担）

第二十八条　水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

２　前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

３　水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

（立退きの指示）

第二十九条　洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

（知事の指示）

第三十条　水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（重要河川における国土交通大臣の指示）

第三十一条　二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

（特定緊急水防活動）

第三十二条　国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

２　国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

３　第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二条、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二

十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

（水防訓練）

第三十二条の二　指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

２　指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

（津波避難訓練への参加）

第三十二条の三　津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章　指定水防管理団体

（水防計画）

第三十三条　指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

２　指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

３　指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

４　第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

（水防協議会）

第三十四条　指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

２　指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

３　指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

４　会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

５　前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（水防団員の定員の基準）

第三十五条　都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章　水防協力団体

（水防協力団体の指定）

第三十六条　水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

２　水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

３　水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4　水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

（水防協力団体の業務）

第三十七条　水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

（水防団等との連携）

第三十八条　水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

（監督等）

第三十九条　水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2　水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3　水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4　水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

（情報の提供等）

第四十条　国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章　費用の負担及び補助

（水防管理団体の費用負担）

第四十一条　水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

（利益を受ける市町村の費用負担）

第四十二条　水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

2　前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

3　前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。

4　都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

（都道府県の費用負担）

第四十三条　この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

（国の費用負担）

第四十三条の二　第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

（費用の補助）

第四十四条　都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。
２　国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
３　前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章　雑則

（第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償）
第四十五条　第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。
（表彰）
第四十六条　国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。
（報告）
第四十七条　国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。
２　都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。
（勧告及び助言）
第四十八条　国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。
（資料の提出及び立入り）
第四十九条　都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。
２　都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
（消防事務との調整）
第五十条　水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。
（権限の委任）
第五十一条　この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章　罰則

第五十二条　みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
２　前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。
第五十三条　刑法（明治四十年法律第四十五号）第百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者